

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【事業年度】	第15期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ユー・エス・ジェイ
【英訳名】	USJ Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 グレン ガンベル
【本店の所在の場所】	大阪市此花区桜島二丁目1番33号
【電話番号】	06 - 6465 - 3022
【事務連絡者氏名】	経理・財務部長 竹中 昭敏
【最寄りの連絡場所】	大阪市此花区桜島二丁目1番33号
【電話番号】	06 - 6465 - 3022
【事務連絡者氏名】	経理・財務部長 竹中 昭敏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (百万円)	70,059	68,267	72,062	73,158	68,530
経常利益または経常損失 (百万円)	3,151	582	5,273	7,028	7,935
当期純利益または当期純損失 (百万円)	5,172	4,634	3,793	6,766	6,999
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	40,000	52,500	30,938	31,182	31,206
発行済株式総数					
普通株式 (千株)	800	1,541	2,143	2,164	2,167
A種優先株式 (千株)	-	185	-	-	-
純資産額 (百万円)	8,308	28,674	42,995	48,656	51,070
総資産額 (百万円)	152,054	142,833	129,937	130,511	126,707
1株当たり純資産額 (円)	10,385.90	13,204.47	20,061.69	22,463.64	23,545.15
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	1,500 (750)	1,400 (1,400)
1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額 (円)	6,466.15	3,159.65	1,973.91	3,134.74	3,231.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	1,938.13	3,067.61	3,177.89
自己資本比率 (%)	5.5	20.1	33.1	37.3	40.3
自己資本利益率 (%)	-	-	10.6	14.8	14.0
株価収益率 (倍)	-	-	26.0	21.9	15.2
配当性向 (%)	-	-	-	47.9	43.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	14,358	9,632	17,696	19,553	16,774
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,085	2,096	7,010	2,868	4,581
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,343	1,429	16,131	6,231	8,325
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	20,906	27,131	21,920	32,449	36,222
従業員数 (外、平均臨時従業員数) (人)	671 (2,614)	554 (2,446)	543 (2,410)	527 (2,590)	533 (2,551)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては、記載しておりません。

4. 純資産額の算定にあたり、第13期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、第11期は、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第12期は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第11期および第12期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 第11期および第12期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
8. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の雇用人員（パートタイマーは1日7.75時間換算の年間平均雇用人員）であります。
9. 第11期、第12期における2期間において、当期純損失を計上しております。主な要因は、テーマパーク建設に関連する減価償却費、テーマパーク運営に伴う人件費、事業用地賃借に伴う賃借料及び借入に伴う支払利息等の負担によるものです。各事業年度における主な業績変動要因は以下のとおりです。なお、第11期には継続企業の前提に関する注記が付されております。
第11期： 前年度に導入した期間限定パスの終了及びレギュラーパス利用入場者数の増加により運営収入は前期比微増となったものの、期間限定パス利用入場者数の減少によりパーク内消費が低下した結果、商品売上高及び飲食売上高が減少したため、売上高は減少いたしました。商品ラインアップ・飲食メニューの見直し、仕入先変更による物販・飲食原価率の低減、外部業務委託費、販売促進費、地代、メンテナンスコスト等の経費の削減並びに人員の効率化による損益分岐点の改善を図り、営業黒字化しましたが、支払利息負担から経常損失を計上、さらにキャリア転身支援制度をはじめとした構造改革費用を計上したことにより、当期純損失を計上いたしました。
第12期： リピーターの来場促進策等により年間パス（1年間の有効期間内であれば何回でも入場できるチケット）利用入場者数は増加しましたが、レギュラーパス入場者数の減少等から売上高は減少いたしました。人員数の見直し、メンテナンス関連業務の内製化、賃借料の見直し等によるコスト効率化の推進から営業利益は増加しましたが、支払利息やリファイナンス関連費用等負担により、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。

2【沿革】

年月	事項
平成6年12月	大規模テーマパークの開発・建設のための企画及び調査等を目的として、大阪市港区に大阪ユニバーサル企画株式会社を設立
8年2月	米国法人エムシーエー・インク（現ユニバーサル・スタジオ・インク）との間にテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関する基本契約を締結
3月	上記基本契約を受け、商号を株式会社ユー・エス・ジェイに変更
9年4月	本店を大阪市住之江区に移転
10年3月	米国法人ユニバーサル・スタジオ・インク他ユニバーサルグループ各社との間に「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関するライセンス契約（最終契約）を締結
10月	大阪市此花区において「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の建設に着手
13年1月	本店を大阪市此花区に移転
3月	テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」開業
14年4月	アトラクション「ハリウッド・プレミア・パレード」導入（平成16年8月終了）
15年4月	アトラクション「セサミストリート4 Dムービーマジック」導入
6月	アトラクション「シュレック4 Dアドベンチャー」導入
16年1月	アトラクション「アメージング・アドベンチャー・オブ・スパイダーマン・ザ・ライド」導入
17年4月	アトラクション「ハッピー・ハーモニー・セレブレーション」導入（平成20年6月終了）
18年4月	アトラクション「ピーターパンのネバーランド」導入
7月	エリア「ランド・オブ・オズ」及びミュージカル・ショー「ウィケッド」導入
8月	ユニバーサル・スタジオ・インクの権利義務の承継人としての米国法人ピベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー他ユニバーサルグループ各社との間に「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関する修正ライセンス契約（修正・書換最終契約）を締結
19年3月	アトラクション「ハリウッド・ドリーム・ザ・ライド」導入 株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
19年7月	アトラクション「マジカル・オズ・ゴーラウンド」導入
20年3月	アトラクション「ファンタスティック・ワールド」導入
21年3月	アトラクション「マジカル・スターライト・パレード」導入

（注）平成21年5月 S Gインベストメンツ株式会社による株式公開買付けが成立し、同社の子会社となる。

3【事業の内容】

当社の主要な事業内容は、テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の運営及びそれらに直接関連して行われる各事業であります。

「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」は、平成13年3月31日、大阪市此花区にオープンした、ハリウッド映画やキャラクターを中心としたテーマパークであり、乗り物や体験型のアトラクションのみならず、パレード、ショー、イベントなど多彩な楽しみ方を提供しております。

なお、当社テーマパーク運営等の事業収入は、以下の4つに区分されます。

運営収入

当社テーマパークへの入場料、アトラクション優先入場券販売、駐車場使用料など、テーマパークにおける全収入のうち、以下に示す「商品売上高」及び「飲食売上高」以外のものを全てを含んでおります。

商品売上高

主に当社テーマパーク内の物販店舗における商品売上高及び提携施設内店舗並びに提携ホテル内店舗における当社商品の売上高です。

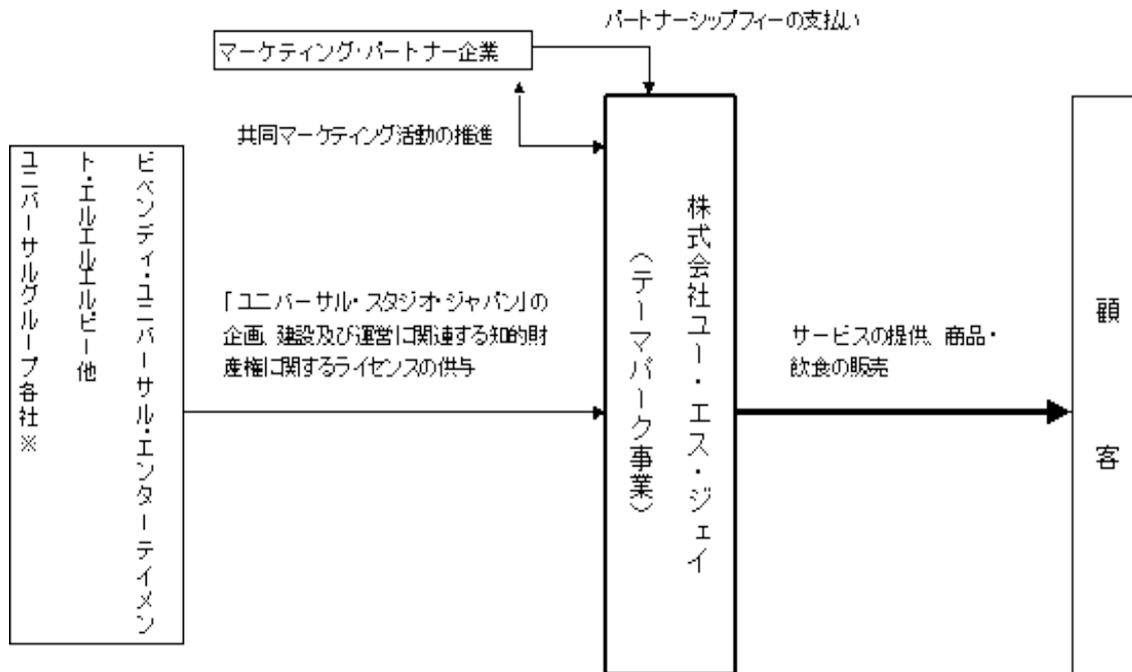
飲食売上高

当社テーマパーク内のレストラン及び飲食物販売用カートにおける飲食売上高です。

その他の収入

当社テーマパーク内における収入以外の収入です。マーケティング・パートナー企業からのパートナーシップフィー等を含んでおります。

以下は、当社の事業系統図です。なお、当社に子会社はありません。



※ ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー、ユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルエルピー及びユニバーサル・スタジオ・レクリエーション・ジャパン・プランニング・サービス・エルエルシーであります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の被所 有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 有限会社クレインホール ディングス	東京都港区	3	有価証券の取得 及び保有	41.02	役員の兼任 1名

(注) 有限会社クレインホールディングスは、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%間接出資子会社であります。なお、有限会社クレインホールディングスは、平成21年3月23日から同社の完全子会社であるS Gインベストメンツ株式会社を通じて当社の株券等の公開買付けを実施いたしました。この株券等の公開買付けの結果、公開買付者であるS Gインベストメンツ株式会社、および同社の親会社である有限会社クレインホールディングス、ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが本書提出日現在、当社の親会社となっております。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
533(2,551)	39.4	7.0	6,179,317

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時従業員数(嘱託2人、単年契約社員276人、パートタイマー2,195人、派遣社員78人)は、()外数で記載しております。

なお、臨時従業員のうちパートタイマーは、年間総労働時間を1日7.75時間で人数の換算をしております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2)労働組合の状況

当社の労働組合ユー・エス・ジェイ クルーアライアンスは、平成12年12月に結成され、平成21年3月31日現在の組合員は2,166人(うち臨時従業員数は1,730人)で、UIゼンセン同盟に所属しております。

労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項は生じておりません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

以下の金額には、消費税等は含まれておりません。

(1)業績

当事業年度におきまして当社は、平成20年3月にオープンしたオリジナルのショー「ファンタスティック・ワールド」に加え、開業8周年を記念して当社開業以来初となる夜のパレード「マジカル・スターライト・パレード」を平成21年3月5日に開始し、大変なご好評をいただいております。「マジカル・スターライト・パレード」では最新のライティング技術を駆使して色とりどりのイルミネーションを施した37台もの巨大なフロートが登場し、「シンデレラ」や「ふしぎの国のアリス」、「アラビアン・ナイト」といった誰もが知るおとぎ話のきらめく世界を来場者の皆様にお届けして、来場者の皆様と当パーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」との心のつながりを演出し、ご好評により安定的な入場者数の確保をいたしております。

また、シーズナル・イベントといたしましては、夏季限定イベントとして水を使った来場者参加型のパレード「ユニバーサル・ウォーター・パレード」（平成20年7月10日から平成20年8月31日）を実施し、夏ならではのパレードを来場者の皆様にエンターテイナーと一体となってお楽しみいただきました。また、秋には内容を一新したハロウィーンイベント「ユニバーサル・ワンダー・ハロウィーン」（平成20年9月4日から平成20年11月3日）、冬にはクリスマス期間限定イベント「ユニバーサル・ワンダー・クリスマス」（平成20年11月6日から平成21年1月6日）や「ユニバーサル・バレンタイン」（平成21年1月15日から平成21年3月1日）を実施いたしました。

マーケティング・営業施策につきましては、梅雨期の集客を促進するため、「レイニー・デイ・キャンペーン」（平成20年6月1日から平成20年7月21日）を実施いたしました。これは、期間中ご入場日にパーク内で雨が降れば、その日の入場者の皆様に平成20年8月31日を有効期限とする「レイニー・スタジオ・パス」（一日入場券）をプレゼントするものであり、ご好評をいただきました。そのほかにも夏休み期間中の日帰り圏からの集客を促進するため、期間中に何回でもご入場いただける「サマー・スペシャル・パス」（平成20年7月10日から平成20年8月31日）や、午後3時からご入場いただける各種の「トワイライト・パス」の販売等を実施し、集客強化を図ってまいりました。さらに、大阪を中心に関西全体を明るく輝かせたい、元気にしたいという願いを込め、当社は平成21年3月に「輝け関西応援宣言」を発表し、関西にお住まいの方を対象に期間限定スペシャル・パス「関西キラキラ・パス」（平成21年3月6日から平成21年3月31日）の販売を実施いたしました。加えて、平成20年10月1日から平成21年2月1日の期間限定で、「年間スタジオ・パス・プライス・キャンペーン」を実施し、年間を通じての売上および集客の強化を図ってまいりました。

これらの諸施策を実施いたしました。前事業年度において大きな集客効果をもたらした人気アトラクション「ハリウッド・ドリーム・ザ・ライド」の反動や夏の猛暑、休日の悪天候に加え、円高による海外からの観光客の減少、さらには平成20年9月に発生した世界的な金融危機による景気の急速な悪化等の影響により、当事業年度の入場者数は前年同期と比べ5.8%減少し、8,138千人となりました。

一方、商品・飲食販売におきましては、日本初上陸となる新キャラクター「アビー・カダビー（Abby Cadabby）」をパークの新しい仲間として迎え、平成20年7月に専門ショップ「アビー・グルメギフト」をオープン。そのほか、ハロウィーン、クリスマスなどのシーズナル・イベントや新規アトラクション「マジカル・スターライト・パレード」に連動したオリジナル商品や飲食メニューの販売を実施し、ご好評をいただきました。このように様々な売上高増加策を図ってまいりましたが、当事業年度におきましては、入場者数に占める年間パスの入場者及び低価格な期間限定パスによる入場者の割合が増加したこと等により、入場者1人当たりの売上高は前年同期と比べ1.7%減少し、7,681円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は前事業年度に比べ4,627百万円減少し68,530百万円（前期比6.3%減）となりました。営業利益は、継続的に運営コストのコントロールに努めたこと、減価償却費が減少したこと等により前事業年度に比べ183百万円増加し8,586百万円（前期比2.2%増）となりました。経常利益は、開発分担金収入（ユニバーサルグループとのライセンス契約に基づき、他のテーマパークで当社の特定のアトラクションが導入される場合、当該アトラクションの開発費用の一部が払い戻されるもの）の増加や為替差損益が改善した結果、前事業年度に比べ906百万円増加の7,935百万円（前期比12.9%増）となりました。法人税、住民税及び事業税を542百万円計上した結果、当期純利益は232百万円増加の6,999百万円（前期比3.4%増）となりました。また、E B I T D A（営業利益に売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費及びその他償却費を足し戻した数値）は前事業年度に比べ1,918百万円減少の20,063百万円（前期比8.7%減）となりました。

(2)キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物（以下、「資金」）の期末残高は、前事業年度末に比べて3,773百万円増加し、36,222百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は、16,774百万円(前期比14.2%減)となりました。これは減価償却費等が減少したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用された資金は、4,581百万円(前期比59.7%増)となりました。これはマジカル・スターライト・パレードのフロートなどの有形固定資産の取得による支出が増加したこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用された資金は、8,325百万円(前期比33.6%増)となりました。これは配当金の支払い額が増加したこと等によるものです。

2【販売の状況】

テーマパーク運営事業における販売実績を区分して示すと、次のとおりであります。

(百万円)

区分	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比 (%)
運営収入	35,470 (51.7%)	7.1
商品売上高	17,175 (25.1%)	7.2
飲食売上高	9,861 (14.4%)	8.8
その他の収入	6,024 (8.8%)	6.8
合計	68,530 (100.0%)	6.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 運営収入には、テーマパーク入場料収入(当事業年度 29,776百万円)が含まれております。

3. その他の収入には、マーケティング・パートナー企業からのパートナーシップフィー(当事業年度5,791百万円)が含まれております。

<参考情報> 入場者数

(千人)

区分	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比 (%)
入場者数	8,138	5.8
レギュラーパス利用者数	5,507	7.6
年間・期間限定パス利用者数	2,631	1.8

(注) 1. レギュラーパス利用者とは、基本的に1日利用チケットによる入場者であり、年間・期間限定パス利用者とは、1年間もしくは一定期間の有効期間内であれば何回でも入場できるチケットによる入場者であります。

2. 入場者数については千人未満を四捨五入する方法で表示しております。

3【対処すべき課題】

米国金融危機に端を発した世界的な経済環境の悪化により、日本経済は引き続き景気の底打ちを探る状況にあります。またその対応として各企業が打ち出しているリストラ策により雇用問題が社会問題として認知され、消費者は景気に対する不安から現在も防衛的消費行動を余儀なくされております。

また、今後経済環境が良化に向かった場合においても、当業界では長期的に日本の人口減少及び少子化により市場規模が縮小傾向となるものと予測されております。

このような状況のなか、当社は、コアビジネスであるテーマパーク運営事業の収益拡大に注力しながら、新規事業展開も視野に入れ、企業価値の最大化を図ってまいります。

当社の事業ビジョンは、『ゲストの期待を上回る「感動とサービス」を提供することにより、エンターテインメント&レジャー業界におけるアジアのリーディングカンパニーを目指す。』ことでもあります。このビジョンの実現に向けて、パーク内外での綿密な市場調査を通じたゲストニーズの追求と諸施策の検証を継続的に行い、アトラクションやイベント企画への反映、テーマパーク内で提供するサービスの向上に努力しております。また今後は、当社の強みである、ワールドクラスのエンターテインメントと質の高いゲストサービスを提供する能力を活かし新規事業の可能性を検討し、テーマパーク運営事業を中核としたエンターテインメント&レジャー業界での成長を目指してまいります。

また当社は、平成21年3月19日開催の取締役会において、S Gインベストメンツ株式会社による当社普通株式等の取得を目的とした以下の概要の公開買付けの実施に賛同すること等を決議いたしました。

< 公開買付者による当社株式の公開買付けの概要 >

- ・ 買付け等を行う株式の種類
普通株式及び新株予約権 A、B、C、D、E 及び F
- ・ 公開買付期間
平成21年3月23日から平成21年5月21日(40営業日)
- ・ 買付価格 普通株式 : 1株につき金50,000円
新株予約権 A : 1個につき金27,500円
新株予約権 B 乃至 F : 1個につき金1円
- ・ 買付予定数 2,228,119株
- ・ 買付予定数の下限 1,799,085株
- ・ 公開買付開始公告日 平成21年3月23日
- ・ 公開買付代理人 野村證券株式会社

本公開買付けにおいては、応募株式等の総数が買付予定数の下限に満たないときは、応募株式等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株式の総数が買付予定数の下限以上である2,151,989株となりましたので、公開買付者による公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、平成21年5月28日付を以って応募株式等の全部の買付け等が行われました。

本公開買付けの成立により、公開買付者は所定の方法により、当社の完全子会社化を実施することを予定しております。また、その場合当社の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなるため、所定の手続きを経て上場廃止となります。

これらの環境下における当社の事業ビジョンの実現に向けた、当社の対処すべき課題及び対処方針等は以下のとおりであり、これらの施策を実行していくことにより、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

(1) 持続的な入場者数の増加と事業成長基盤の強化

当社は、引き続き新規アトラクションの導入や各種イベントの強化、国内外における集客戦略の強化を行い、また、運営サービスの向上と商品開発力の強化などにより、入場者数の増加を目指してまいります。一方、当社のビジョンである「エンターテインメント&レジャー業界におけるアジアのリーディングカンパニー」を目指し、将来の事業成長基盤の強化のために新たな投資機会も探索してまいります。

(2) 高収益で健全な財務体質の構築

当社の特長である「安定的に高いキャッシュを生み出すビジネスモデル」及び「低コストオペレーション」をさらに強化するために、経営効率の向上と継続的なコスト構造の見直しに取り組んでまいります。高収益構造の確立と健全な財務構造の構築により、常に企業価値の向上を追求してまいります。

当社では、E B I T D A（金利・税金支払前償却前利益）を経営指標として採用しております。E B I T D Aは、過去の投資とそれに関わる資金調達影響を除いた指標であり、テーマパーク運営事業のように初期投資に伴う償却費負担の大きい業界や設備投資負担の多い産業において営業活動による業績を明確に反映する指標といわれております。当社の最近5年間のE B I T D Aの推移は以下のとおりです。

(百万円)

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
E B I T D A	16,312	17,145	21,286	21,981	20,063

(注)上記のE B I T D Aは、営業利益に売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費及びその他償却費を足し戻した数値であります。

加えて、R O E (株主資本当期純利益率)とD/Eレシオ(借入金純資産倍率)を目標とする経営指標としており、財務基盤強化、収益性及び資本効率向上を達成し株主価値向上を実現してまいります。

(3)全社的なリスクマネジメントの強化

当社は、これまでより法令遵守を中心としたコンプライアンス体制の強化に取り組んでまいりました。今後は、これらを全社的なリスクマネジメントへの取組みの中に位置付けながら発展的に展開してまいります。具体的には、コンプライアンス活動につきましては一層の定着と充実を継続的に図っており、中期リスクマネジメント計画の立案継続、事業継続マネジメント(BCM)の推進、事業リスクの評価と個別リスクへの対応などに取り組んでおります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項を記しております。また、必ずしもそのようなリスクに該当しないと思われる事項につきましても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、本項中の記載内容については、特に断りがない限り本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は同提出日現在において当社が判断したものであります。

また、文中において、適宜用語の解説をしておりますが、当該用語解説は、本項の記載内容をご理解いただくための参考として、当社の判断と理解に基づき、当社が作成したものにすぎません。

1．事業構造に関するリスク

(1) 入場者数の増加策と入場者の構成について

当社は、テーマパークの運営及びその関連事業を展開しております。売上高の多くは、テーマパークの入場料、アトラクション優先入場券販売、駐車場利用料、テーマパーク内施設における商品・飲食品販売などによるものであり、入場者数の動向は当社の売上高を大きく左右する重要な要素となっております。

平成17年3月期以降の入場者数の推移は後述2(1)に記載の通りであります。当社では持続的な入場者数の増加を経営課題の一つとして掲げております。現状では、関西地区及び関西周辺圏からの入場者数におけるリピート率の向上を図るとともに、関東地区や海外における認知度を向上させて入場者数の増加を図る方針であります。計画通りに入場者数が増加しない場合には当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当社のテーマパークの入場者はレギュラーパス利用入場者と年間・期間限定パス利用入場者（有効期間中の複数回入場が可能）に大別されます。当社では持続的な入場者数の増加を図るべく、リピート率の向上と新規入場者数の増大を図っており、両タイプの入場者数のバランス及び料金設定に配慮しながら事業計画を策定しております。レギュラーパス利用入場者と年間・期間限定パス利用入場者のパーク内での消費行動には異なる傾向が見られるため、両タイプの入場者のバランスによっては当社の収益に悪影響が生じる可能性があります。

(2) 入場者1人当たり売上高の向上策について

当社では、各種運営サービスの提供、新規アトラクションに関連した商品・飲食メニューの開発等を通じて、入場者1人当たり売上高の向上を図っております。しかしながら、これらの施策が計画通りの結果に結びつかなかった場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) マーケティング・パートナーシップ契約について

当社は、当社のテーマパーク全般、特定のアトラクション、レストランまたは物販店舗に関連して、約25社の企業との間でマーケティング・パートナーシップ契約を締結しています。これらのマーケティング・パートナー企業からのパートナーシップフィーは契約期間に応じて売上高の「その他の収入」に計上されており、平成21年3月期は当社の売上高の約8%を占めております。そのほか、マーケティング・パートナー企業による当社のテーマパークの宣伝を通じて入場者数が増加するなど、間接的にも当社収益へ貢献しております。通常、マーケティング・パートナーシップ契約の契約期間は5年または10年ですが、いずれかのマーケティング・パートナー企業が契約を解除し、または更新を拒絶した場合や契約更新時にパートナーシップフィーを減額することとなった場合には、当社の収益に悪影響を与える可能性があります。

(4) 入場券の販売経路について

当社のテーマパーク入場料売上のうち約3分の1相当の部分が、契約旅行代理店、コンビニエンスストア、提携ホテル等の第三者による入場券販売経路から生じております。そのため、何らかの事情によりこうした販売経路を失った場合、当社のテーマパークの入場料売上に悪影響が及ぶ可能性があります。

(5) 収益源を単一拠点に依存していることについて

当社の収益の大部分が1つのテーマパークの運営から生じているため、関西地区が自然災害やテロ等の不可抗力に見舞われた場合や、関西地区における悪天候の長期化、当社のテーマパークにアクセスするための公共交通機関のストライキまたは事故による運転停止等の事象が生じた場合、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

(6) 当社の設備、サービス等に関するリスク

アトラクションや商品等に事故が発生すること

当社のテーマパークには、入場者にスリルを与えることを売りものとするアトラクションがあり、事故の危険性を常に伴っております。当社のアトラクションには、ライド、花火等の火薬類、動物等、その性質上危険性を内包しているものがあり、そうしたアトラクションに起因する事故、負傷その他の安全性にかかわる問題が生じた場合、当社のテーマパークの安全性に対する信頼が低下して入場者数が減少し、当社の経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

また、安全性にかかわる問題が生じたアトラクションを修理ないし交換するために必要なコスト、当該アトラクションで負傷した顧客への損害賠償等の負担も生じる可能性があります。こうした諸費用の発生状況によって当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社のテーマパーク内では商品や飲食品の販売も行っておりますが、これらの商品に欠陥が見つかった場合や飲食品に賞味期限切れのものや異物が混入していた場合等不測の事故が生じた場合には、当社のテーマパークの安全性に対する信頼が低下し、また、ブランド価値が毀損され、入場者数が減少し、当社の経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

また、当社に対してこれら事故にかかる何らかの訴訟が提起された場合にも、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社におきましては、欠陥商品の回収事例がテーマパーク開業以来5件あります。これらのケースにつきましては、欠陥を発見後直ちに販売中止の措置をとり、関係省庁への報告、報道機関への公表、新聞各紙への商品回収広告の掲載などを実施し、速やかに対処いたしております。

新規に導入したアトラクションや商品の不成功

当社は、テーマパークの入場者数の維持・増加のために、リピーターの確保を重要な課題と位置付けております。リピーターは、平成21年3月期において入場者数の5分の4程度を占めております。

かかるリピーターを確保する上で重要な戦略の一つとして、アトラクションの新規導入があげられます。消費者の嗜好と期待は常に変化し、リピーターを満足させるためには、新規アトラクションの導入が不可欠となるからです。かかる新規アトラクションの開発には多額の支出とリードタイムが必要とされ、必ずしもその時々々の消費者の嗜好と期待に十分に対応することができない場合があります。また、新規アトラクションの開発が遅延し、また、開発費用が増加した場合には、計画した通りに収益を達成することができない可能性があります。さらに、新規導入したアトラクションが、当社の予想に反し、消費者が期待するほど魅力がなく、リピーターを含む入場者数の増加ないし確保に必ずしもつながらない可能性もあります。当社は、近年、従来と比較してより低廉な費用で新規アトラクションを開発するという戦略をとっていますが、かかる戦略が、入場者数の増加ないし確保に十分つながらない場合には、アトラクションの開発戦略を見直す必要が生じ、その場合、開発費用の増加をもたらす可能性があります。

当社は、アトラクションと同様、物販商品や飲食品に関しても、その時々々の消費者の嗜好と期待を反映させるべく努めております。しかし、新規に導入した物販商品や飲食品が消費者の嗜好ないし期待に答えられなかった場合、これらの価格の設定が不適切であった場合等には、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(7) ユニバーサル・スタジオまたは当社で使用しているキャラクターのイメージ悪化について

当社の事業は、「ユニバーサル・スタジオ」及び当社のマーケティング・パートナーを務めている会社のブランド・イメージに大きく依存しており、また、ユニバーサルグループ及びそれ以外の第三者からライセンスを受けているキャラクターのイメージにも大きく依存しております。これらのイメージに悪影響を及ぼす事象及び報道（当社に対するもののみならず、ユニバーサルグループ、当社のマーケティング・パートナー企業、または当社がライセンスを受けているキャラクターに対するものを含む）は、当社のイメージ及び事業に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、ユニバーサルグループによって運営されているテーマパークにおいて、アトラクション、サービスまたは商品に関して何らかの事故が発生するなど、「ユニバーサル・スタジオ」のイメージを損なう事象が発生した場合、当社のテーマパークの入場者数が減少する可能性があります。また、当社及びユニバーサルグループの役職員が何らかの不祥事を引き起こした場合、「ユニバーサル・スタジオ」のブランド・イメージが傷つき、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。

2. 経営成績及び財政状態に関するリスク

(1) 営業成績等の変動について

当社の最近5年間の主要な経営指標等の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高	70,059	68,267	72,062	73,158	68,530
運営収入	33,763	33,187	36,908	38,184	35,470
商品売上高	18,939	18,168	18,595	18,516	17,175
飲食売上高	11,345	10,759	10,956	10,816	9,861
その他の収入	6,011	6,152	5,601	5,640	6,024
営業利益	73	1,494	7,283	8,402	8,586
経常利益または 経常損失()	3,151	582	5,273	7,028	7,935
当期純利益 または当期純損失()	5,172	4,634	3,793	6,766	6,999
E B I T D A	16,312	17,145	21,286	21,981	20,063
資本金	40,000	52,500	30,938	31,182	31,206
純資産額	8,308	28,674	42,995	48,656	51,070
総資産額	152,054	142,833	129,937	130,511	126,707
入場者数 (千人)	8,100	8,314	8,698	8,640	8,138
レギュラーパス利用者数	6,139	5,713	5,876	5,961	5,507
年間・期間限定パス利用者数	1,961	2,601	2,822	2,679	2,631

(注) 1. 上記のE B I T D Aは営業利益に売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費及びその他償却費を足し戻した数値であります。

2. 入場者数については千人未満を四捨五入する方法で表示しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 運営収入にはテーマパーク入場料収入が含まれており、その他の収入にはマーケティング・パートナー企業からのパートナーシップフィーが含まれております。

5. 第11期及び第12期において、当期純損失を計上しております。主な要因は、テーマパーク建設に関連する減価償却費、テーマパーク運営に伴う人件費、事業用地賃借に伴う賃借料及び借入に伴う支払利息等の負担によるものです。各事業年度における主な業績変動要因は以下のとおりです。なお、第11期には継続企業の前提に関する注記が付されております。

第11期：前年度に導入した期間限定パスの終了及びレギュラーパス利用入場者数の増加により運営収入は前期比微増となったものの、期間限定パス利用入場者数の減少によりパーク内消費が低下した結果、商品売上高及び飲食売上高が減少したため、売上高は減少いたしました。商品ラインアップ・飲食メニューの見直し、仕入先変更による物販・飲食原価率の低減、外部業務委託費、販売促進費、地代、メンテナンスコスト等の経費の削減並びに人員の効率化による損益分岐点の改善を図り、営業黒字化しましたが、支払利息負担から経常損失を計上、さらにキャリア転身支援制度をはじめとした構造改革費用を計上したことにより、当期純損失を計上いたしました。

第12期：リピーターの来場促進策等により年間パス(1年間の有効期間内であれば何回でも入場できるチケット)利用入場者数は増加しましたが、レギュラーパス入場者数の減少等から売上高は減少いたしました。人員数の見直し、メンテナンス関連業務の内製化、賃借料の見直し等によるコスト効率化の推進から営業利益は増加しましたが、支払利息やファイナンス関連費用等負担により、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。

(2) 業績の季節変動が発生することについて

当社テーマパークにおいては、第4四半期（1月～3月）は冬季であるため入場者数が低水準に留まる傾向にあります。費用面においては、年間を通じて発生する減価償却費、人件費、事業用地に伴う賃借料などに加えて、春休みの集客増加を図るための広告宣伝費や、一部のアトラクション設備を臨時休止して行う大規模メンテナンス費用、春休み開始に合わせて投入するアトラクション/ショー製作費用など、第4四半期に特に増加する費用があります。以上の結果、平成20年3月期第4四半期には営業損失を計上しており、平成21年3月期第4四半期についても他の四半期に比べて、営業利益の水準が低くなっております。この傾向は今後も継続する可能性があります。なお、当社の平成20年3月期及び平成21年3月期における四半期毎の業績は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

回次 決算年月	第14期					第15期				
	平成20年3月期					平成21年3月期				
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	通期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	通期
売上高	16,825	20,350	20,575	15,406	73,158	15,245	19,080	19,292	14,912	68,530
売上総利益	4,065	6,089	6,111	2,171	18,439	3,438	5,576	6,122	3,292	18,430
営業利益または営業損失 （ ）	1,633	3,507	3,702	441	8,402	1,004	3,076	3,737	768	8,586
経常利益または経常損失 （ ）	1,614	3,083	3,356	1,025	7,028	1,374	2,796	3,276	487	7,935
純利益または純損失 （ ）	1,609	3,075	3,304	1,222	6,766	1,362	2,765	3,241	369	6,999
E B I T D A	5,130	6,862	7,055	2,933	21,981	4,205	6,190	6,379	3,288	20,063

（注）平成20年3月期及び平成21年3月期の四半期毎の財務情報は、監査法人の監査を受けておりません。

(3) 人件費及び外部業務委託費の増加について

テーマパーク運営事業は、その性質上、多人数の人員を必要としますが、効率的な人材配置が行えないために、人件費及び外部業務委託費の負担が過大となった場合には、経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

当社の労働力需要は、天候などの当社のコントロールが及ばない要因に基づいて、季節ごと曜日ごとに大きく変動します。そのため、当社は、臨時従業員（特に学生を中心とするパートタイマー）に労働力の多くを依存する柔軟な雇用体制を採用しておりますが、かかる体制には、繁忙期に十分な労働力を確保できないリスクが存在しているほか、労働市場の需給関係等から、今後、従来と同様の条件で適切な技能を有する臨時従業員を確保することができない、または十分な人員確保のために人件費負担が増大する可能性があります。また、労使の関係が悪化した場合にも、十分な労働力を確保できない可能性があります。

労働及び社会保障にかかる法令の改正により、臨時従業員に支払う賃金等の水準が高騰した場合、当社の人件費もまた増加する可能性があります。さらに、人件費の増加に起因して従前と同質の臨時従業員を確保できない場合や臨時従業員の教育に十分な機会と費用を割くことができない場合には、入場者が当社のテーマパークのサービスに満足しない等、当社の事業運営に悪影響を及ぼす問題が生じる可能性があります。

また、当社は、アトラクションの保守業務の一部や、テーマパークの警備・情報システムの保守運用業務等の一部を外部業者に委託しています。このため、当社の負担する外部業務委託費用の負担が増大した場合には、当社の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。

(4) 集客予測と実績との齟齬について

テーマパーク内の臨時従業員の配置や、レストランで使用する食材等の仕入は、当社が独自で予測する入場者数をもとに行っています。悪天候等の外部要因や当社の数値予測の誤り等によって、実入場者数が予測入場者数を下回った場合、人員や材料に余剰が発生し、結果として過大なコストを負担する可能性があります。また、入場者数が予想を上回った場合、人員不足による不慮の事故の発生、サービスの低下等を招き、その結果、当社のテーマパークに対する信頼が低下し、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) テーマパークに付保している保険の範囲と保険料の増額について

当社は、テーマパークの運営において合理的な範囲でテーマパーク事業者に利用可能な種類の保険を付保しているものと考えております。しかしながら、当社が加入している保険は、当社のテーマパークで生じる事故にかかる損害や損害賠償責任、当社のテーマパークが存在する土地に起因する環境被害にかかる第三者からの請求、その他当社が負担する可能性のある損害賠償責任を十分にカバーしていない可能性があります。当社は毎年保険契約を更新していますが、今後保険料が増額される可能性があります。また、地震保険等特定の保険について保険料が高騰する可能性があります。

(6) 将来的な税負担の発生について

当社は平成18年8月10日開催の取締役会及び平成18年9月13日開催の臨時株主総会において、財務体質の健全化と今後の資本政策等の円滑化を目的に、資本金の額の減少決議を行い、資本の欠損を解消いたしました。これにより、貸借対照表において繰越欠損金は存在しておりません。一方で、平成20年3月31日時点においては税務上の繰越欠損金を約63億円有しており、課税所得は発生しておりませんでした。平成21年3月期より課税所得が発生しております。今後、順調に当社業績が推移する場合には、これまで以上の税負担が発生することとなり、当期純利益または当期純損失及びキャッシュ・フローが影響を受ける可能性があります。

(7) 有形固定資産に関するリスク

テーマパーク運営事業においては、資産に占めるアトラクション施設等の有形固定資産の割合が高く、当社の経営成績は固定資産にかかる減価償却の影響を強く受けます。

減価償却費の負担について

継続的に新規アトラクションに対する投資が行われるため、アトラクション施設等の有形固定資産にかかる減価償却費の発生状況により、当社の経営成績は影響を受ける可能性があります。

有形固定資産にかかる減損について

平成18年3月期より、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。将来的に、資産から生まれるキャッシュ・フローが十分でない場合を含め、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込まれず、当社が固定資産の減損を認識する必要があると判断した場合、当社は有形固定資産の価値を減少させることがあります。

かかる減損会計の対象となる資産は、テーマパーク全体の資産であります。上述のようなテーマパーク全体の資産に対する減損会計の適用とは別に、個別の資産が遊休状態であると判断した場合には、それら個別の資産に対して減損損失の計上を行う可能性があり、そうした遊休資産が生じた場合には当社の財政状態及び経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

(8) 有利子負債に関するリスク

当社は平成17年以降負債総額を減少させたものの、依然として相当程度の債務を有しています（平成21年3月期末の総資産126,707百万円に対し借入金残高は55,400百万円）。これに関連するリスクは次のとおりです。

金利変動がもたらす影響について

当社は、営業活動に伴い資金の調達や余資の運用を行っております。平成21年3月31日現在において借入金債務のうち、31,400百万円が変動金利によるものであり、今後の金利動向により、かかる変動金利借入金や将来の調達及び運用において、当社の財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

協調融資貸出契約における制約について

当社は平成18年8月10日付で、株式会社三井住友銀行、株式会社日本政策投資銀行、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び野村キャピタル・インベストメント株式会社との間で、協調融資貸出契約を締結しております。当該契約による協調融資は54,400百万円(平成21年3月31日現在54,300百万円)、うち貸出極度額5,000百万円(平成21年3月31日現在4,900百万円)となっており、当社は当該契約に基づき、平成18年8月18日付で既存優先借入金(弁済順位について劣後条件が付されていない借入金)の全額についてリファイナンスを実行しております。

協調融資貸出契約の規定には、業務上及び財務上の制約並びに配当制限が付されており、今後、これらの制約が当社の事業を制約する可能性があります。業務上の制約については、財務上の基準を充たさない場合の追加的な借入金債務(ファイナンス・リースを含む)の負担、担保権の設定、合併その他の買収取引、組織再編行為、減資、自己株式の取得、財務上の基準を超える設備投資及び投融資の実施などに対する制限または禁止条項があります。また、財務上の制限については、一定の算式に基づき計算される借入金債務の割合や元利金の返済に関する割合につき、協調融資貸出契約に規定する一定水準を維持するよう義務付けられております。

以上の協調融資貸出契約の概要につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

現在当社はこれらの要件の全てを遵守していますが、当社がかかる要件を今後も遵守できるか否かという点は、当社の今後の営業活動や経営成績に左右されることとなり、さらに天候並びに経済の状況等といった当社のコントロールが及ばない外部的要因によって影響を受ける可能性もあります。また、これらの要件を充たすため、当社の事業が制限され、または必要に応じて追加的な資金調達を行うことが妨げられる可能性があります。

当社が協調融資貸出契約の規定に違反した場合、当該契約に定められた期限の利益を喪失し、当社は債務を返済しなければなりません。そうした場合、当社は事業の継続を含め、経営上、重大な危機に直面する可能性があります。

なお、SGインベストメンツ株式会社による当社株券等の公開買付けが成立したことに伴い、この協調融資貸出契約による借入金については、平成21年6月18日全額期限前返済を実施しております。この詳細につきましては、「第1部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な後発事象) 2. 借入金のリファイナンス」をご参照ください。

3. 当社役員に関するリスク

(1) 特定の経営者に対する依存について

当社の経営は、当社経営陣の継続的な人的貢献に大きく依存しており、今後の事業遂行の成否は経営陣の業務執行能力にかかっております。特に、代表取締役社長グレン ガンペルは、テーマパーク運営事業において幅広い経験を有しており、当社の事業戦略の策定及び実施に際して重要な役割を担っております。当社は、同氏との間で平成21年6月まで同氏が当社の代表取締役を務めることを旨とするマネジメントサービス契約を締結しており、また、今後当社は同氏と新たなマネジメントサービス契約を締結する予定ですが、同氏に当社の業務を遂行する上で著しい障害が発生した場合、または同氏が任期途中で辞任した場合には、これに代わる適切な人材を確保することができず、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性があります。

(2) 取締役等との報酬契約について

当社は、優秀な経営陣を社内外から確保するためインセンティブ色の強い報酬制度を採用しており、常勤取締役各氏との間で報酬の決定方法や支払方法を定めた契約を交わしております。

特に、グレン ガンペルとの間では代表取締役社長としての招聘当時からマネジメントサービス契約を締結しており、社外取締役で構成される報酬委員会での審議等に基づいて、同氏に対する報酬の算出方法や付与日を定めております。報酬内容の詳細につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照下さい。

グレンガンペル及び他の常勤取締役に対する各種報酬の発生状況によって、会社の経営成績は影響を受ける可能性があります。

4. 部門責任者が契約社員であることに関するリスク

本書提出日現在、5名が複数年契約社員として部門責任者(うち1名は複数の部門責任者を兼務)を務めております。複数年契約社員が部門責任者となっている部署は、マーケティング部、営業部、マーチャンダイズ部、エンターテイメント部、技術部及び経理・財務部であり、当社の事業運営上、重要性の高い部署となっております。

優秀な人材を獲得するに際して、専門性や人材市場の状況、前職における処遇面等の条件などを考慮し、部門責任者であっても複数年契約社員として雇用しております。

今後も当社は優秀な人材の確保、維持及び育成に努める方針であります。人材の確保及び育成が想定どおりに進まない場合、当社の事業推進に支障をきたす可能性があります。

5. 外部環境要因に関するリスク

(1) 日本経済の変動

消費者の旅行その他のレジャー活動への支出は、不況の際にまず最初に切り詰められるなど、経済状況一般の影響を強く受ける傾向があります。平成21年3月期における当社のテーマパークの入場者数の約9割が日本国内からであり、また、将来も引続き国内からの入場者が大きな割合を占めると予想されることから、当社のテーマパーク入場者数は国内の経済状況の影響を受けやすいと考えられます。経済状況の大幅な悪化や旅行費用の高騰など、個人消費及び消費者の信頼を減退させるような事象によって、当社のテーマパークの入場者数及びこれに付随する商品並びに飲食販売が減少する可能性があります。

(2) 日本の人口の減少について

日本における出生率は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の「人口統計資料集（2009年版）」によると、平成19年度の出生率は人口置換率（人口を一定の規模で保持する水準）を大きく下回るとされており、その結果、日本の総人口は今後減少すると予想されております。さらに、上記資料集によれば、日本の総人口は、平成19年の約128百万人から平成42年には約115百万人に減少し、また、出生率の減少により当社の主要な顧客層である5歳から49歳までの人口についても、平成19年の約68百万人超から平成42年には約49百万人に減少すると推計されています。このような傾向は、当社のテーマパークの入場者数の増加または維持に長期的に悪影響を及ぼすことが予想されます。

(3) 関西地区の経済・人口の低迷について

関西地区からの入場者は、平成21年3月期における当社のテーマパーク全入場者数の3分の2程度を占め、将来においても当社テーマパークの全入場者数の中で大きな割合を占めると予想されます。従って、当社の事業は、関西地区の経済その他の状況の影響を特に受けており、また今後も影響を受け続けるものと予想されます。今後、関西地区の経済が低迷した場合や、関西地区における当社主要顧客層の人口が減少した場合、当社のテーマパークの入場者数に悪影響が及ぶ可能性があります。

(4) 来日者数の減少について

平成21年3月期において、当社のテーマパークの入場者数の約1割を海外からの入場者が占めております。当社は、今後、海外からの入場者数の一層の増加を企図しております。現在のところ、海外からの入場者の大部分は韓国、台湾及び香港からの入場者であります。中国本土からの入場者も増加傾向を示しておりますため、こうした国・地域において経済情勢が悪化した場合、当社のテーマパークの入場者数の減少につながる可能性があります。また、これらの国・地域の通貨に対して円高が進んだ場合や、日本とこれらの国・地域との間の国際関係が不安定になった場合、または何らかの理由でこれらの国・地域からの渡航者に対して渡航制限が課された場合には、訪日外国人旅行者数が減少して当社のテーマパークの入場者数に悪影響が及ぶ可能性があります。特に、平成20年秋以降韓国ウォンが下落したことにより、韓国からの訪日者数が大幅に減少し、当社のテーマパークへの入場者数にも影響を及ぼしております。同様に、航空会社が日本（特に西日本）への航空便の数を減らした場合、関西地区を訪れる海外からの旅行者が減少し、当社のテーマパークの入場者数に悪影響が及ぶ可能性があります。

(5) 交通網の乱れについて

当社のテーマパークの入場者のほとんどが、自動車、鉄道、飛行機、バス等を利用しているため、事故やストライキの発生など、これらの交通手段に何らかの障害が起きた場合、当社のテーマパークの入場者数の減少をもたらす可能性があります。とりわけ、当社のテーマパークの入場者の相当数は、西日本旅客鉄道株式会社の運営する鉄道路線を使用していると考えられ、同路線に関する障害は、入場者数の大幅な減少をもたらす可能性があります。

(6) 消費者のレジャーに対する嗜好の変化について

レジャーの多様化等によって消費者のテーマパークへの嗜好が低下した場合、当社のテーマパークの入場者数は悪影響を受ける可能性があります。

(7) 天候による影響について

テーマパーク運営事業はテーマパーク内を入場者が回遊する業態であるため、来場動向は天候により大きく左右されます。すなわち、雨天・降雪日の入場者数は晴天・曇天日に比較して大きく落ち込む傾向があるため、悪天候が長期に及ぶ場合、当社のテーマパークの入場者数に悪影響を与える可能性があります。

(8) 自然災害等について

当社テーマパークの入場者数は、関西地区、日本国内及び海外におけるレジャー活動一般に影響を与える要因に左右されます。このような要因には、自然災害、テロ予告、テロ行為、SARS(重症急性呼吸器症候群)や鳥インフルエンザのような感染症の流行など、当社のコントロールの及ばない事象が含まれます。かかる事象が発生した場合、当社の事業は重大な悪影響を受ける可能性があります。例えば、日本は地理的に大規模な地震及び台風の被害を受けやすい傾向にありますが、関西地区を地震または台風が襲った場合、損傷したアトラクションの修理や交換に要する費用、アトラクションの一時的または恒久的な運転の停止、負傷した入場者からの損害賠償請求など、当社に様々な形で損害が生じる可能性があります。また、自然災害等の発生は、消費者のレジャー活動一般に対する意欲を失わせ、当社のテーマパークの入場者数の減少をもたらす、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性があります。

(9) 外国為替変動がもたらす影響について

当社は、ユニバーサルグループ等に対するロイヤリティの一部の支払を米ドル建てで行っております。また、アトラクションの機材や部品、販売商品、サービス等の輸入に伴い、米ドルをはじめとする外国通貨を使用する場合があります。これらの支払に伴う外国為替相場の変動リスクについては、為替予約、通貨スワップ等の手段を用いてヘッジしているものもありますが、すべての外国為替相場の変動リスクがヘッジされているわけではありません。今後の外国為替の変動によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

6. レジャー、エンターテインメント業界における競合関係に関するリスク

当社のテーマパークは、他社のテーマパーク、遊園地、映画、スポーツイベント、海外旅行、国内旅行等、あらゆる形態の娯楽と競合しています。特に、平成17年3月から9月にかけて開催された愛知万博のように、日本ないしアジアにおいて期間限定で開催されるイベントとは激しい競争関係にあります。テーマパークの主要な競争要因には、テーマパーク自体の立地、入場料金、アトラクションの独自性及び認知度、魅力のあるキャラクターの有無、テーマパーク全体の雰囲気及びテーマ性、清潔さ、飲食物、イベント等に加えて、ホテル等の近隣施設のクオリティーが含まれます。

関西地区には多くのテーマパーク及び遊園地が存在しますが、現在のところ、関西地区においては当社のテーマパークほど大規模のものは存在しません。しかしながら、関西地区に大規模なテーマパークまたは遊園地がオープンした場合、当社はより厳しい競争に直面し、入場者数の維持及び増加を達成することがより困難となります。当社はまた、京都や奈良等の名所または旧跡をはじめとして、関西地区の観光地一般とも競争関係にあります。

関西地区での競争に加えて、関東地区からの入場者の獲得において、東京ディズニーリゾートと最大の競合関係にあります。また、海外からの入場者に関しては、日本以外のアジア地域におけるテーマパークその他の娯楽とも競合関係にあります。近年、日本以外のアジア地域では、平成17年9月にオープンした香港ディズニーランドをはじめとして、テーマパーク、リゾート施設、カジノ等が増加しています。また、東南アジアに本拠を置く会社1社が、ピベンディ・ユニバーサル・エンターテインメント・エルエルエルピー他ユニバーサルグループ各社からライセンスを受けてシンガポールにユニバーサル・スタジオのテーマパークを建設する予定であること(平成22年オープン見込)が明らかになりました。さらに、ピベンディ・ユニバーサル・エンターテインメント・エルエルエルピー他ユニバーサルグループ各社は、韓国の会社との間で、一定の期間中に資金や敷地の確保といった要件を満たした場合に同国内でユニバーサル・スタジオのテーマパークを建設することができる独占的なオプション権を当該会社に与える内容の契約を締結しました。上記の日本以外のアジア地域でのテーマパーク、リゾート施設及びカジノ等の増加に加えて、日本国外での当社のマーケティング能力に限界があることが、日本への渡航及び日本国内での滞在にかかる費用が比較的高額であることとともに、当社のテーマパーク入場者獲得の競争環境をより一層厳しくしています。

当社がかかる競争において優位に立つことができる保証はなく、優位を築くことが出来なかった場合、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、他の形態の娯楽と比べて、テーマパーク及び遊園地全般に対する消費者の関心が減退した場合、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性があります。

7. 他のテーマパークにおける事故による当社テーマパークへの影響に関するリスク

他のテーマパークにおいて、アトラクションに起因する事故、負傷、その他の安全性にかかわる問題が生じた場合、消費者のテーマパークへの来場意欲が減退して、当社のテーマパーク入場者が減少する可能性があります。

8. 事業用地に関するリスク

(1) 事業用地の使用について

当社は、事業用地を自社で所有しておらず、「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」事業用地540,074㎡のうち、336,027㎡を民間企業6社（日立造船株式会社、住友商事株式会社、住友金属工業株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、株式会社ガスアンドパワーインベストメント及び日新製鋼株式会社）から、204,046㎡を大阪市からそれぞれ賃借しております。このため、地権者との間で合意している事業用地の使用条件の変更によって会社の経営成績は影響を受けることとなるほか、事業用地の使用継続が困難となった場合にはテーマパークの事業運営にも重大な支障が生じることとなります。なお、事業用地の賃借及び使用にかかる当社の支払負担額は平成20年3月期、平成21年3月期ともに3,029百万円であり、重要な支出項目となっております。そのため、後述のとおり、今後、賃借料の増額によって当社の財政状態及び経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

また、当社の事業用地の全ては、大阪市都市計画事業此花西部臨海地区土地区画整理事業の対象となっており、平成19年3月末に換地処分が行われました。この換地処分に伴い発生した清算金622百万円につきましては、平成19年9月にこれを支払い、同額を借地権として計上しておりますが、当社は、当該清算金を当社の負担とした換地処分の取消を求めて、大阪地方裁判所に対し、換地処分取消訴訟を提訴し、その控訴審が大阪高等裁判所において係属中です。換地処分の結果、従来の保留地予定地のうち一部（15,384㎡）は市有地として、残りの大半（171,876㎡）は保留地として、いずれも大阪市に帰属することとなりました。当社は、当該土地の長期に亘る安定した利用という観点から、大阪市との間で、期間を平成19年6月1日から20年間とする事業用借地権設定契約を締結いたしました。当該土地にかかる賃料は平成21年度までは定額とされていますが、その後は3年毎に見直すこととされており、大阪市財産条例の変更等により賃借料が増加する場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 大阪市市有地について

大阪市から賃借している用地（市有地）につきましては、平成11年4月1日から50年間の一般定期借地権設定契約及び平成19年6月1日から20年間の事業用借地権設定契約を締結しており、一般定期借地権設定契約の賃借料につきましては、大阪市財産条例等に基づいて毎年、事業用借地権設定契約の賃借料につきましては3年毎に改定されることとされています。但し、大阪市が「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の誘致に主導的な役割を果たした経緯があり、平成18年3月30日までは大阪市の監理団体（当社に対する出資比率が25%であったことによる）として位置付けられていたことから、平成17年度までの賃借料については減額措置が適用されていました。しかし、大阪市の当社に対する出資比率の低下により、平成18年度以降は従来のような減額措置を受けられないこととなりました。この結果、平成18年度の賃借料は平成17年度までの賃借料に比べて増額されましたので、当社の第13期以後（平成19年3月期）の経営成績は賃借料の増額による影響を受けることとなり、さらに今後、大阪市財産条例の変更等により賃借料が増加する場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 民間地権者から賃借している用地について

当社は民間の各地権者との間で長期（平成10年10月1日から50年間または平成13年3月末日から20年間）の一般定期借地権設定契約または事業用借地権設定契約を締結しております。各社との賃借条件は個別に協議の上、決定されておりますが、過年度の営業状況等を踏まえて平成17年度においては各社とも上記契約に定めた賃借料ではなく、別途、賃料変更確認書を交わし、当該確認書に基づいて減額後の賃借料を支払っておりました。平成18年度以降の賃借料についても、再度、2社の地権者と、別途平成18年度から平成22年度にかかる賃料変更確認書を交わし、また、1社の地権者（日新製鋼株式会社）とは、平成18年度から平成20年度の各年度において賃料変更確認書を交わすとともに、平成18年度以降にかかる賃借料の変更に關し確認書を交わしております。更に、残りの3社の地権者とも、平成18年度から平成22年度の賃借条件について平成18年9月1日付で成立した調停条項に基づき、減額後の賃借料を支払うこととされております。したがって、各地権者との一般定期借地権設定契約または事業用借地権設定契約に定める賃借料に比して、実際の賃借料負担は軽減された状態にありますが、平成18年度以降の賃借料は、全体として平成17年度の賃借料より増額されました。また、平成23年度（日新製鋼株式会社については平成21年度）以後、かかる民間地権者からの賃借料が増額された場合、当社の財政状態及び経営成績は、悪影響を受ける可能性があります。

(4) 地盤沈下、土地の隆起等

当社のテーマパークは大阪湾岸地区に所在するため、地盤の沈下、土地の隆起等によって事業用地が不安定な状態に陥る可能性があります。そのような場合、当社のテーマパークの運営が困難になり、または修復等のために多額の費用を負担する可能性があります。

(5) 土壌汚染に起因する損害賠償のリスクについて

当社の事業用地の一部は、平成元年頃まで産業廃棄物最終処分場として使用されておりました。テーマパークを開業するにあたり、テーマパーク入場者や近隣住民の安全を確保するために、建設準備過程において必要な土壌及び水質調査並びに環境対策工事を実施しており、汚染基準に抵触する状態にはない旨を確認しております。これにより、テーマパークを安全に運営することが可能であると認識しております。

しかしながら、今後、土壌汚染の存在が明らかになり、当社のテーマパークの入場者や近隣住民に対して損害が生じた場合、当社は民法上の損害賠償責任を負担する可能性があります。また、当社の事業継続のためにかかる土壌汚染を除去する必要が生じた場合、土地浄化のために当社が負担する費用が当社の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 近隣施設が当社にもたらす影響に関するリスク

当社のテーマパークには、約30の飲食店等、約20の専門店等からなる「ユニバーサル・シティウォーク大阪」が隣接しているほか4つのホテルが近接しておりますが、これらの施設は当社が所有または運営しているものではありません（当社直営の商品販売施設1店舗を除く）。但し、これらの施設は、当社とユニバーサル・スタジオ・インク及びユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルエルピーとの「ユニバーサル・シティウォーク大阪」の運営に関するライセンス契約並びに敷地内ホテルライセンス契約に基づき、当社がサブライセンスした知的財産を使用して運営されているものです。また、これらの施設は、いずれも主に当社のテーマパークの入場者を対象とした施設であり、当社のテーマパークの入場者の多くは、テーマパークのみならずこれらの施設を訪れ、利用していると考えられます。従って、当社のテーマパークの入場者動向がこれらの施設の営業動向に影響を与える可能性がある一方、これらの施設において提供されるサービスの質になんらかの問題が生じた場合、あるいはなんらかの事故が発生した場合等には、これらの施設に対する悪影響があるのみならず、当社のテーマパークの入場者数等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、これらの施設のために使用される名称等によっては、当社がこれらの施設と取引をした第三者に対して名板貸人（自己の商号の使用を他人に許諾した者）として責任を問われる可能性もあります。

10. 知的財産権の使用や侵害とそれに伴う費用負担に関するリスク

当社は、アトラクション、物販商品及び飲食品に関連するキャラクター等の知的財産の使用について、ユニバーサルグループその他多数の第三者に依存しています。当社のテーマパークの運営においては、かかる知的財産を使用する権利（ライセンス）を維持することに加えて、今後新しいキャラクター等の知的財産を使用する権利を獲得することが重要と考えられます。さらに、当社のアトラクションの多くは、第三者が保有している特許権その他の知的財産権によって保護された技術を使用しており、かかる技術の使用が、第三者の知的財産権を侵害する技術を使用している可能性があります。

当社が既存のライセンスを失った場合は、当該ライセンスにかかる知的財産を使用できなくなり、かかる知的財産を使用しているアトラクションの運営ができなくなります。これによって、当社は、これらアトラクションのテーマ等の再検討を余儀なくされたり、関連アトラクションを終了しなければならなくなり、当社のテーマパークの魅力が低下する可能性があります。また、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者に対して多額の損害賠償金等の支払いを余儀なくされる可能性があります。当社が第三者の知的財産権を侵害していない場合でも、当社は侵害しているという主張に対する防御のために多額の費用を負担する可能性があり、また、訴訟が係属している間アトラクションの稼働を一時的に停止することを余儀なくされる可能性があります。これらによって当社のテーマパークの魅力が低下する可能性があり、さらに、人気のある物販商品及び飲食品について当社が有しているライセンスを失った場合当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

11. テーマパーク運営に関連する法規制に関するリスク

現在のところ日本においてテーマパークの運営についてこれを特に規制する法令は存在していませんが、当社は、火薬類取締法、消防法、土地区画整理法、建築基準法、食品衛生法、消費者契約法、個人情報保護法、その他の法規制の対象となっており、またこれらの法令に基づき様々な許認可及び届出などが必要とされる場合があります。

当社がこれらの法規制のいずれかに違反した場合、当社は、民事上の損害賠償責任を負担し、刑事罰または行政上の制裁の対象となる可能性があります。かかる違反は、当社の評判に悪影響を与え、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。例えば、当社は平成15年に火薬使用許可違反で刑事上の制裁（罰金刑）を受けましたが、当時の入場者数の落ち込みからみてもかかる処分は当社の評判に悪影響を及ぼしたと考えられます。今後、かかる事態が再発した場合には、当社の事業に重大な悪影響を及ぼしうると考えています。また、これらの法規制に改正があった場合、特に、日本においてテーマパークの運営を規制する包括的な法令が制定された場合、当社はかかる法令を遵守するために追加的な費用を負担する可能性があります。

12. 訴訟が提起されることに関するリスク

テーマパーク運営事業を行う過程において、テーマパークの安全性や知的財産の利用等に関して訴訟が提起された場合、当社の経営成績、財政状態あるいは営業活動、社会的評価等に悪影響を及ぼす可能性があります。

13. ユニバーサルグループとの関係に関するリスク

(1) ユニバーサルグループの概要について

当社では、ユニバーサル・スタジオ・インク、ピベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー、ユニバーサル・スタジオ・レクリエーション・ジャパン・プランニング・サービス・エルエルシー及びユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルエルピーを「ユニバーサルグループ」と称しております。

ユニバーサル・スタジオ・インクは、メディア・エンターテインメント企業であるNBCユニバーサルの出資会社であり、NBCユニバーサルは、エンターテインメント、ニュース、その他のコンテンツ等の開発、プロデュース、マーケティング等を行っております。

ユニバーサル・スタジオ・インクのテーマパーク事業部門であるユニバーサル・パークス・アンド・リゾーツは、米国カリフォルニア州のユニバーサル・スタジオ・ハリウッドとフロリダ州オーランドのユニバーサル・オーランドの経営を統括しております。当社は、ユニバーサルグループより「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の運営等に関するライセンス供与を受けており、同グループの買収・合併・営業譲渡等により、当社がライセンスを受けている知的財産の利用につき影響を受ける可能性があります。

(2) ライセンス契約に関連するリスクについて

当社は、平成10年3月30日付で、ユニバーサル・スタジオ・インク（その後、同社の契約上の地位は、ピベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーに継承されている。以下本項において「ユニバーサル」という）及び他のユニバーサルグループ各社との間で、「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の運営等に関するライセンス契約である最終契約を締結しております。同契約は、もともとテーマパーク開業前に締結されたものでありましたが、当社のテーマパークの設計から建設までの手続き、当社の経営組織体制や人事、事業展開、予算統制等に至るまで様々な制約が定められており、現在の運営実態にそぐわない部分も生じておりました。そこで、かかる制約を軽減し、また、現在の運営実態に沿ったものとするために平成18年8月10日付で最終契約を修正する「修正・書換最終契約」を締結しております。この契約の概要については、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照下さい。同契約は、当社による「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の運営の根幹となる重要なライセンス契約であり、契約内容の変更は当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、同契約では、ユニバーサルまたはその関連会社の競合会社が、当社の支配権を変更または当社の支配権に影響を与える目的または意図をもって、直接または間接に、当社株式または議決権の25%超を取得した場合、ユニバーサル及びユニバーサル各社は、修正・書換最終契約を解約することができます。かかる競合会社には、ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニー、株式会社オリエンタルランド（東京ディズニーランド及び東京ディズニーシーを含む）、ニュース・コーポレーション（20世紀・フォックスを含む）、ソニー株式会社、タイム・ワーナー・インク、CBS・コーポレーション（パラマウント・パークスを含む）、ピーコム・インク（パラマウント・ピクチャーズ及びドリームワークス・エル・エル・シーを含む）、ドリームワークス・アニメーション・エル・エル・シー、メトロ・ゴールドウィン・メイヤー・インク、シックス・フラッグス・インク、アンホイザー・ブッシュ・カンパニーズ、セダー・フェア・エル・ピー、ザ・ツサウド・グループ、パレス・エンターテインメント、メルリン・エンターテインメント・グループ（レゴランド・パークスを含む）、サムスン・エヴァーランド・カンパニー・リミテッド、ロッテグループ、横浜八景島シーパラダイス、オーシャン・パーク・コーポレーション（香港）、長島観光開発株式会社（ナガシマスパーランド）、上記のいずれかの娯楽事業（テーマパーク、アミューズメント事業等及び映画・テレビ番組等の制作、音楽・映像等にかかわる娯楽事業）の承継人、上記のいずれかの関連会社等が含まれます。なお、本条項は、濫用的な買収等に対処することを目的とするものではありませんが、上記の競合会社による買収に対しては実質的にこれを阻止する効果を生じることとなりえます。また、同契約では、当社がテーマパークの敷地使用权の一部を喪失して、それがテーマパークの運営に重大な悪影響を与えた場合などには同契約が解約され得ることとされており、その場合、当

社の事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 取引関係について

当社は、「修正・書換最終契約（平成18年8月9日までは「最終契約」）」に基づき、ユニバーサルグループに対して当社の売上に対する一定割合のロイヤリティを支払っております。ロイヤリティは、ユニバーサルグループがライセンスをしている他のテーマパークのロイヤリティを比較検討の上決定されております。そのほか、新規施設にかかる建設費用の支払い、各種調査や法務サポート等にかかる運営費用の支払い、受入出向者に対する報酬支払い等の取引関係があり、取引金額の推移は以下の通りであります。

（単位：百万円）

会社名及び取引内容	取引金額				
	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
ユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルエルピー					
ロイヤリティの支払	5,323	5,172	5,485	5,521	5,109
法務サポート業務の支払	27	145	3	-	-
開発分担金収入	-	-	-	147	503
ロイヤリティ収入	-	-	-	-	7
ユニバーサル・スタジオ・レクリエーション・ジャパン・プランニング・サービス・エルエルシー					
新規施設に係る建設費用支払	-	142	385	5	32
運営費用の支払	173	68	21	15	11
出向者費用の精算	296	235	56	-	-
ユニバーサル・スタジオ・レクリエーション・ジャパン・スーパービジョン・エルエルシー					
運営費用の支払	33	-	-	-	-
出向者費用の精算	56	-	-	-	-
ユニバーサル・スタジオ・エンタープライズ・ジャパン株式会社					
出向者費用の精算	19	79	15	-	-

（注）上記数値には消費税等は含まれておりません。

14. 株主との関係に関するリスク

(1) 大阪市との関係について

「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」は国際集客都市を目指す大阪市の中核施設としての役割を期待され、大阪市が中心となって誘致を行いました。そのために、当社は大阪市より、事業用地の賃借、株主としての出資、アトラクション等設備投資資金の融資を受けております。大阪市は、平成21年3月31日現在、当社普通株式の発行済株式総数の9.23%（新株予約権による潜在株式数を除くベース）を保有する株主であります。

大阪市及び株式会社大阪市開発公社との間で資金借入取引及び土地賃借取引が発生しており、取引金額の推移は以下の通りであります。株式会社大阪市開発公社からの借入金は平成19年6月29日付で野村キャピタル・インベストメント株式会社に債権譲渡されました。

なお、SGインベストメンツ株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果、大阪市は平成21年5月28日をもって当社株主ではなくなりました。更に、平成21年6月18日に借入金の期限前返済を実施したため、本書提出日現在、大阪市からの借入金はありません。この借入金のリファイナンスの詳細につきましては「第1部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項（重要な後発事象）2. 借入金のリファイナンス」をご参照ください。

（単位：百万円）

会社等の名称及び取引内容	平成17年3月期		平成18年3月期		平成19年3月期		平成20年3月期		平成21年3月期	
	取引金額	期末残高								
大阪市										
建設資金の借入	3,000	16,000	-	16,000	-	16,000	-	16,000	-	16,000
利息の支払	344	344	393	-	356	-	356	-	356	-
地代の支払	712	712	712	-	950	-	950	-	951	-
株式会社大阪市開発公社										
運転資金の借入	-	7,000	-	7,000	-	7,000	-	-	-	-
利息の支払	141	176	135	-	139	-	38	-	-	-

（注）1. 上記の取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社大阪市開発公社は大阪市がその81.8%（平成21年3月31日現在）の株式を保有する会社であります。

(2) ゴールドマン・サックス・グループとの関係について

ゴールドマン・サックス系投資会社の有限会社クレインホールディングスは、平成21年3月31日現在、当社普通株式の発行済株式総数の41.02%（新株予約権による潜在株式数を除くベース）を保有する筆頭株主であります。

有限会社クレインホールディングスは平成21年3月23日から同社の完全子会社であるSGインベストメンツ株式会社を通じて当社の株券等の公開買付けを実施いたしました。この株券等の公開買付けの結果、公開買付者であるSGインベストメンツ株式会社、および同社の親会社である有限会社クレインホールディングス、ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの4社が平成21年5月28日当社の親会社となりました。これらの会社の当社に対する経営方針の変更は、当社の経営に重大な影響をもたらす可能性があります。

人的関係について

平成21年3月31日現在における当社の役員11名（うち監査役4名）中、ゴールドマン・サックス証券株式会社の職員を兼任する者は1名（取締役アンクル サフ、ゴールドマン・サックス証券株式会社 マネージング・ディレクター プリンシパル・インベストメント・エリア統括を兼任）であります。

また、本書提出日現在における当社役員11名（うち監査役4名）中、ゴールドマン・サックス証券株式会社の職員を兼任する者は2名（取締役アンクル サフ、ゴールドマン・サックス証券株式会社 マネージング・ディレクター プリンシパル・インベストメント・エリア統括を兼任、取締役ミン マー、ゴールドマン・サックス証券株式会社 ヴァイス・プレジデントを兼任）であります。

取締役アンクル サフ氏は、本書提出日現在、親会社であるSGインベストメンツ株式会社、有限会社クレインホールディングスの代表取締役を兼務しております。また、取締役ミン マー氏はSGインベストメンツ株式会社の取締役を兼務しております。

ゴールドマン・サックス・グループとの取引関係について

既存の借入金の返済資金として、平成21年6月18日SGインベストメンツ株式会社より31,000百万円の借入れをおこないました。この借入れの詳細につきましては「第1部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項（重要な後発事象）2. 借入金のリファイナンス」をご参照ください。

これ以外のゴールドマン・サックス・グループとの主な取引は以下のとおりです。

（単位：百万円）

会社等の名称及び取引内容	平成17年3月期		平成18年3月期		平成19年3月期		平成20年3月期		平成21年3月期	
	取引金額	期末残高								

有限会社クレインホールディングス 増資の引受	-	-	20,000	-	-	-	-	-	-	-
ゴールドマン・サックス証券株式会社() 資金の借入	-	-	-	-	14,000	-	-	-	-	-
リファイナンス関連費用の支払	16	5	418	-	177	-	-	-	-	-
利息の支払	-	-	-	-	82	-	-	-	-	-
ゴールドマン・サックス・クレディット・パートナーズ 資金の借入	-	-	2,975	-	-	-	-	-	-	-
利息の支払	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の取引金額に消費税等は含まれておりません。

() 平成18年10月において、ゴールドマン・サックス証券会社が事業の譲渡を行って設立されました。

(3) 株式会社日本政策投資銀行との関係について

株式会社日本政策投資銀行は、系列の投資事業組合であるD B J事業価値創造投資事業組合を通じて当社普通株式を保有しておりましたが、平成21年2月26日に同組合が解散したることによって直接保有となり、平成21年3月31日現在、当社普通株式の発行済株式総数の10.25%（新株予約権による潜在株式数を除くベース）の保有となりました。なお、S Gインベストメント株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果、平成21年5月28日をもって当社株主ではなくなりました。

平成21年3月31日現在における当社の役員11名（うち監査役4名）中、株式会社日本政策投資銀行の職員を兼任する者は1名（取締役高橋一浩、株式会社日本政策投資銀行北陸支店長を兼任）でしたが、平成21年6月25日開催の定時株主総会において、同氏は取締役を退任をいたしました。

また、同行からの借入金について、平成21年6月18日期限前返済を実施し、同行に対し729百万円のリファイナンス費用を支払っております。その結果、本書提出日現在、株式会社日本政策投資銀行からの借入金はありません。この借入金の期限前返済等の詳細については、「第1部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表注記事項（重要な後発事象）2 . 借入金のリファイナンス」をご参照ください。

平成21年3月31日までの株式会社日本政策投資銀行との主な取引は以下のとおりです。

(単位：百万円)

会社等の名称及び取引内容	平成17年3月期		平成18年3月期		平成19年3月期		平成20年3月期		平成21年3月期	
	取引金額	期末残高								
株式会社日本政策投資銀行 資金の借入	-	34,590	-	27,440	-	16,200	-	15,280	-	14,360
リファイナンス関連費用の支払	-	-	1,090	-	167	-	-	-	-	-
利息の支払	846	375	650	253	494	152	414	182	367	166
D B J事業価値創造投資事業組合 増資の引受	-	-	4,999	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の取引金額に消費税等は含まれておりません。

15. 顧客の個人情報の流出に関するリスク

当社は、年間パスの販売、ファンクラブの会員制度等に関連して、顧客の個人情報を保有し管理しております。かかる顧客の個人情報の管理において、当社は、アクセス管理、セキュリティシステムの改善を図り、個人情報の保護に注力しております。また、内部管理体制の強化、社内規程等の整備、社員教育の実施にも留意しております。しかしながら、かかる対策にもかかわらず、顧客の個人情報が流出する可能性があり、そのような場合には、損害賠償責任を追及されるリスクがあるのみならず、当社に関するネガティブな報道等により当社に対する評価が低下し、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

16. ストック・オプションにより株式価値が希薄化するリスク

当社は、役員に対するインセンティブ報酬支給及び業績向上に向けた全従業員の意欲や士気を高める等の観点から、取締役及び従業員向けストック・オプションプランを導入しております。当該新株予約権が行使された場合、当社の株式価値の希薄化や需給バランスへの影響をもたらし、当社の株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、ストック・オプションとしての新株予約権についても、S Gインベストメンツ株式会社による株券等の公開買付けの対象となっており、この公開買付け期間に権利行使が可能であった新株予約権A（平成21年3月31日現在39,033個）は公開買付け者のS Gインベストメンツ株式会社に譲渡されました。また、新株予約権B（平成21年3月31日現在の残高18,762個）については、権利行使がなされ平成21年4月1日から平成21年5月31日までの期間に発行済株式総数が18,460株増加しております。

17. 配当に関する制約について

協調融資貸出契約において、以下の条件を満たさない配当金の支払い等に対して、制約が設けられております。以下の条件については、原則として配当等についての決議を行う取締役会開催日等において充足していることを要します。

- ・プロジェクト・キャッシュ・フロー振替規程に基づき、借入金返済口座、設備投資口座及び返済積立口座に必要金額が全額預入されていること
- ・期限の利益喪失事由または期限の利益の喪失可能性が発生しておらず、当該配当等によっても、かかる事由を生じさせないこと

なお、この協調融資貸出契約による借入金は平成21年6月18日に全額期限前返済しており、本書提出日現在、この制約はなくなっております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) ライセンス契約

当社は、(ユニバーサル・スタジオ・インクの権利義務の承継人としての)ピベンディ・ユニバーサル・エンターテインメント・エルエルエルピー及びその関係会社から重要なライセンスを受けており、それらに関する契約の主たるものは次のとおりです。この他、当社は、ユナイテッド・フィーチャ・シンジケート・インク(ピーナッツキャラクター)、セサミ・ワークショップ(セサミストリートキャラクター)等からもピベンディ・ユニバーサル・エンターテインメント・エルエルエルピー及びその関係会社を通じてキャラクター等に関するライセンスを受けております。

テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営関係

契約名称	修正・書換最終契約
相手方 (米国)	(ユニバーサル・スタジオ・インクの権利義務の承継人としての)ピベンディ・ユニバーサル・エンターテインメント・エルエルエルピー(以下「ユニバーサル」という)、ユニバーサル・スタジオ・レクリエーション・ジャパン・プランニング・サービス・エルエルシー及びユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルエルピー(以下「ユニバーサル当事者」と総称する)
契約締結日	平成18年8月10日(原契約の締結日は平成10年3月30日)
契約期間	平成10年3月30日から平成33年3月31日まで(原契約に基づく期間を含みます。)、以降、当社が期間満了の2年前までに通知をすることにより5年毎の更新が可能。但し、以下の場合には、ユニバーサル当事者は、契約期間中であっても、本契約を終了できることとされている。 (ア) テーマパーク事業やコンテンツ事業を営む、ユニバーサルまたはその関連会社の競合会社が、当社の支配権を変更または影響を与える目的または意図をもって、直接または間接に、25%を超える当社株式または議決権を取得した場合。かかる競合会社には、ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニー、株式会社オリエンタルランド(東京ディズニーランド及び東京ディズニーシーを含む)、ニューズ・コーポレーション(20世紀・フォックスを含む)、ソニー株式会社、タイム・ワーナー・インク、CBS・コーポレーション(パラマウント・パークスを含む)、ピーコム・インク(パラマウント・ピクチャーズ及びドリームワークス・エル・エル・シーを含む)、ドリームワークス・アニメーション・エル・エル・シー、メトロ・ゴールドウィン・メイヤー・インク、シックス・フラッグス・インク、アンホイザー・ブッシュ・カンパニーズ、セダー・フェア・エル・ピー、ザ・ツサウド・グループ、パレス・エンターテインメント、メルリン・エンターテインメント・グループ(レゴランド・パークスを含む)、サムスン・エヴァーランド・カンパニー・リミテッド、ロッテグループ、横浜八景島シーパラダイス、オーシャン・パーク・コーポレーション(香港)、長島観光開発株式会社(ナガシマスパーランド)、上記のいずれかの娯楽事業(テーマパーク、アミューズメント事業等及び映画・テレビ番組等の制作、音楽・映像等にかかわる娯楽事業)の承継人、上記のいずれかの関連会社等が含まれる。 (イ) 当社がテーマパークの敷地の一部を使用する権利を喪失し、それによりユニバーサル・スタジオ・ジャパンの運営に大きな悪影響がある場合 (ウ) テーマパークまたはその主要アトラクションが一定期間以上閉鎖された場合 (エ) 当社が修正・書換最終契約に違反した場合等
主な内容	・当社のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与 ・ロイヤリティ (ア) 基本ロイヤリティ 総営業収入の7.5% 上記(ア)に加え、次の(イ)～(エ)を支払う。 (イ) ユニバーサル保有の知的財産権を使用した商品 食品：卸売価格の4%、物販品：卸売価格の8% (ウ) 「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の名称またはマークを使用した商品 食品：卸売価格の2%、物販品：卸売価格の5%(一部4%)

	<p>(エ)「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の名称またはマークと第三者の権利を併用した商品 食品：当該第三者の権利に関連する費用及び卸売価格の2% 物販品：以下の 及び のうちいずれか大きい方 当該第三者の権利に関連する費用及び卸売価格の3%、及び 卸売価格の10%から当該第三者の権利に関連する費用等を差し引いた額が卸売価格の5%かのいずれか小さい方</p> <p>・当社の経営ないし活動、テーマパークの運営等に関する特約 修正・書換最終契約では、当社のテーマパークの運営に関わる重要な役職に関する人事または予算等、当社のテーマパークの設計、建設、運営等に関して、一定程度ユニバーサルが関与することが定められている。また、当社による以下のテーマパーク（映画を用いているもの及びそれ以外のものを含む）の経営等への関与が禁止されている。</p> <p>(ア) 契約期間中、日本国外において、映画またはテレビ番組を主なモチーフにしたテーマパークの経営等に関与すること。</p> <p>(イ) ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの一般公開（平成13年3月31日）後10年間、日本国外において、(ア)以外のテーマパークの経営等に関与すること。</p> <p>(ウ) ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの一般公開後10年間経過後、日本国外において、ユニバーサルの他のテーマパークが所在するのと同じ大都市圏内またはかかるテーマパークの所在地から200km以内に存在する(ア)以外のテーマパークの経営等に関与すること。</p> <p>(エ) 契約期間中、日本国内において、関西地方、中部地方及び中国地方に所在するいずれかのテーマパークの経営等に関与すること（但し、「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」に隣接する第2テーマパークの建設及び運営については、ユニバーサルと合意の上、行うことができる）。</p> <p>(オ) 契約終了後3年間は日本国外において映画またはテレビ番組を主なモチーフにしたテーマパークの経営等に関与すること（但し、契約終了がユニバーサル当事者の責に帰すべき場合及び一定の不可抗力事由によって1年以上ユニバーサル・スタジオ・ジャパンまたは主要なアトラクションが閉鎖された場合であって、当該期間内に当社とユニバーサル当事者との間で再開についての協議が整わない場合を除く）。</p>
--	--

「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」に隣接する商業区域「ユニバーサル・シティウォーク大阪」の運営関係

契約名称	シティウォークライセンス契約
相手方 (米国)	(ユニバーサル・スタジオ・インクの権利義務の承継人としての) ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルエルピー 1
契約締結日	平成14年6月5日
契約期間	平成13年4月1日から平成23年3月31日まで。期間満了に先立ち、更新につき協議を実施。
主な内容	<p>・「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」に隣接する商業区域である「ユニバーサル・シティウォーク大阪」の運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関するライセンスの供与</p> <p>・ロイヤリティ</p> <p>下記の敷地内ホテルライセンス契約及び敷地外ホテルライセンス契約に係るロイヤリティと併せて、各「契約年度」（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）あたりのロイヤリティは以下のとおりとなる。</p> <p>(ア) 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで 100万米ドル</p> <p>(イ) 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで 150万米ドル</p> <p>(ウ) 平成16年4月1日から平成19年3月31日まで 200万米ドル</p> <p>(エ) 平成19年4月1日から平成23年3月31日まで 175万米ドル 2</p> <p>なお、当社がサブライセンスにより得る「契約年度」あたりのロイヤリティが一定の額を超えた場合には、上記に加えて所定の額のロイヤリティの支払いを行う。</p>

- 相手方のうちユニバーサル・スタジオ・インクが、同社の権利義務の承継人であるビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーに変更されております。
- 平成19年6月20日付けで、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの各「契約年度」あたりのロイヤリティが、200万米ドルから175万米ドルに変更されております。

「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」周辺の特定の再開発地域内に所在する提携ホテルの運営関係

契約名称	敷地内ホテルライセンス契約
相手方 (米国)	ユニバーサル・スタジオ・インク及びユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルエルピー
契約締結日	平成15年3月20日
契約期間	平成13年4月1日から平成23年3月31日まで。期間満了に先立ち、更新につき協議を実施。
主な内容	・当社のテーマパーク周辺の特定の再開発地域内に所在する当社の提携ホテル（ホテル近鉄ユニバーサル・シティ、ホテル京阪ユニバーサル・シティ、ホテル京阪ユニバーサル・タワー及びホテルユニバーサルポート）3の運営に関連する商号、マーク、キャラクター等に関するライセンスの供与

「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」周辺の特定の再開発地域外に所在する提携ホテルの運営関係

契約名称	敷地外ホテルライセンス契約
相手方 (米国)	ユニバーサル・スタジオ・インク及びユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルエルピー
契約締結日	平成15年3月20日
契約期間	平成13年4月1日から平成23年3月31日まで。期間満了に先立ち、更新につき協議を実施。
主な内容	・当社のテーマパーク周辺の特定の再開発地域外に所在する当社の提携ホテル（ハイアット・リージェンシー・オーサカ、ホテルシーガルてんぼざん大阪、ホテル阪急インターナショナル、リーガロイヤルホテル（大阪）、ホテルグランヴィア大阪、神戸ベイシェラトンホテル&タワーズ、神戸ポートピアホテル及びラマダホテル大阪）の運営に関連する商号、マーク、キャラクター等に関するライセンスの供与

(2) マネジメントサービス契約

当社は、グレン ガンベル及び丸山義和との間でその取締役就任に際し大要以下の内容の契約を締結しております。

代表取締役社長 グレン ガンベル

契約名称	第二次修正・書換マネジメントサービス契約
相手方	グレン ガンベル
契約締結日	平成18年11月10日（平成19年6月27日に修正契約を締結。原契約の締結日は平成16年6月24日、第一次修正・書換マネジメントサービス契約の締結日は平成18年6月28日）
契約期間	平成18年6月28日から平成21年6月30日
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同氏が、原則として、平成20年6月まで当社の代表取締役社長を務めることを予定。また、その後平成21年6月まで当社の非常勤の取締役会長（必要な承認が得られない場合は非取締役のコンサルタント）を務めることを予定。 3 ・同氏が上記役職に就いた場合、同氏に対して、状況に応じて以下の報酬を支払う。 <ul style="list-style-type: none"> （ア）固定額の基本報酬、追加報酬及び延長報酬 3、 4 （イ）業績連動型報酬としての一定の額（なお、同報酬として531百万円を、平成18年11月15日に支払済み） （ウ）純利益報酬（純利益の達成状況に応じて支払われる一定額の報酬） （エ）E B I T D A 報酬（目標 E B I T D A の達成状況に応じた報酬） （オ）ストック・オプション （カ）その他（住居費、旅費等の海外赴任手当、福利厚生費等）

- 3 平成19年6月27日付けで、グレン ガンベル氏を当社の非常勤の取締役会長に選任することにつき必要な承認が得られない場合は、平成21年6月まで非取締役のコンサルタントを務めることと変更されております。なお、平成19年11月26日付けで、当該変更は撤回されております。また、当社の株主総会及び取締役会において承認された場合は、グレン ガンベル氏の当社の代表取締役社長としての就任予定期間が平成21年6月まで延長され、その後、平成22年6月まで当社の非常勤の取締役会長を務めることと変更されております。なお、当該延長に伴い、固定額の延長報酬という項目が追加されております。

当社は今後、グレン ガンベル氏との間で、同氏が原則として締結日から5年間当社の代表取締役社長としてその経営に当たること等を目的とする新たなマネジメントサービス契約を締結する予定であります。当該新マネジメントサービス契約が締結されるまでの間は、グレン ガンベル氏との契約は現行のマネジメントサービス契約に規定した代表取締役社長としての就任期間における条件に従い継続される予定であります。

- 4 平成19年6月27日付けで、固定額の追加報酬という項目が追加されております。

- 5 平成19年11月26日付けで、グレン ガンベル氏は、当社株主である有限会社クレインホールディングスの関係会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社との間で、コンサルタンシー契約を締結しました。かかる契約に基づきグレン ガンベル氏は、平成21年6月から当該会社の日本における投資機会の創出、評価及びモニタリングに関する助言及び補佐を行う予定です。

なお、本書提出日現在では、有限会社クレインホールディングスの子会社であるS Gインベストメンツ株式会社が当社株券等の公開買付を行った結果、同社は平成21年5月28日付で当社普通株式2,151,989株（平成21年5月31日現在の総議決権数に対する所有割合98.47%）を取得し、新たに当社の親会社となり、有限会社クレインホールディングスも同時に当社の親会社となっております。

丸山義和

契約名称	第二次修正・書換マネジメントサービス契約
相手方	丸山 義和
契約締結日	平成18年11月10日（平成19年6月27日に修正契約を締結。原契約の締結日は平成16年6月24日、第一次修正・書換マネジメントサービス契約の締結日は平成18年6月28日）
契約期間	平成18年6月28日から平成20年12月31日
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・同氏が、原則として、平成20年12月まで当社の社長室長を務め、平成20年6月までは当社の取締役を務めることを予定。 6・同氏に対して、状況に応じて以下の報酬を支払う。<ul style="list-style-type: none">（ア）固定額の基本報酬及び追加報酬 7（イ）業績連動型報酬としての一定の金額（なお、同報酬として32百万円を、平成18年11月15日に支払済み）（ウ）E B I T D A 報酬（目標E B I T D A の達成状況に応じた報酬）（エ）ストック・オプション（オ）その他（住居費、旅費等の海外赴任手当、福利厚生費等）

6 平成20年6月25日付けで開催された第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。また、平成20年12月31日をもって社長室長を退任いたしました。

7 平成19年6月27日付けで、固定額の追加報酬という項目が追加されております。

(3) 敷地に関する賃貸借契約

当社は、当社のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の敷地（大阪市此花区桜島）を以下の各契約に基づき賃借しております。

相手方	契約内容
日立造船株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：事業用借地権設定契約 ・ 契約締結日：平成13年3月10日 ・ 契約期間：平成13年3月31日から20年間 ・ 賃借面積：48,534㎡
住友商事株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：一般定期借地権設定契約 ・ 契約締結日：平成10年10月1日 ・ 契約期間：平成10年10月1日から50年間 ・ 賃借面積：31,100㎡
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：事業用借地権設定契約 ・ 契約締結日：平成13年3月10日 ・ 契約期間：平成13年3月31日から20年間 ・ 賃借面積：19,352㎡
住友金属工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：一般定期借地権設定契約 ・ 契約締結日：平成10年10月1日 ・ 契約期間：平成10年10月1日から50年間 ・ 賃借面積：89,488㎡
西日本旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：一般定期借地権設定契約 ・ 契約締結日：平成10年10月1日 ・ 契約期間：平成10年10月1日から50年間 ・ 賃借面積：23,702㎡
株式会社ガスアンドパワー インベストメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：一般定期借地権設定契約 ・ 契約締結日：平成10年10月1日 ・ 契約期間：平成10年10月1日から50年間 ・ 賃借面積：101,135㎡
日新製鋼株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：一般定期借地権設定契約 ・ 契約締結日：平成10年10月1日 ・ 契約期間：平成10年10月1日から50年間 ・ 賃借面積：22,716㎡
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：市有地賃貸借契約（一般定期借地権設定契約） ・ 契約締結日：平成11年4月1日 ・ 契約期間：平成11年4月1日から50年間 ・ 賃借面積：16,786㎡
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称：市有地賃貸借契約（事業用借地権設定契約） ・ 契約締結日：平成19年5月31日 ・ 契約期間：平成19年6月1日から20年間 ・ 賃借面積：187,261㎡

(4) 協調融資貸出契約等

当社の長期借入金の多くは、以下の協調融資により調達されたものとなっております。下記のうち、タームローンについては、平成18年8月18日にその全額が実行されておりますが、市中銀行貸出C及び政投銀貸出Cは平成19年3月28日にその全額が任意期限前弁済されております。また、リボルビングローンに関しては、平成21年3月31日現在において、その全額が未使用となっております。この他当社は、大阪市及び野村キャピタル・インベストメント株式会社から、最終返済期限を平成26年5月25日の一括返済とする借入をそれぞれ160億円及び70億円行っております。

なお、SGインベストメント株式会社による当社株券等の公開買付けが成立したことに伴い、この協調融資貸出契約による借入金、大阪市および野村キャピタルインベストメント株式会社からの借入金については、平成21年6月18日全額期限前返済を実施しております。この詳細につきましては、「第1部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項（重要な後発事象）2 . 借入金のリファイナンス」をご参照ください。

相手方	契約内容
株式会社三井住友銀行、株式会社日本政策投資銀行、ゴールドマン・サックス証券株式会社、野村キャピタル・インベストメント株式会社（注）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名称 協調融資貸出契約 ・ 契約締結日 平成18年8月10日 ・ 融資額 タームローン49,400百万円（以下「タームローン」という）及びコミットメントライン5,000百万円（貸出極度額、平成21年3月31日現在4,900百万円）（以下「リボルピングローン」という）。 タームローンは、市中銀行貸出A（23,200百万円）、政投銀貸出A（8,200百万円）、政投銀貸出B（8,000百万円）、市中銀行貸出C（7,400百万円）及び政投銀貸出C（2,600百万円）からなり、リボルピングローンは市中銀行貸出Dからなります。なお、政投銀貸出とは株式会社日本政策投資銀行による貸出を指し、市中銀行貸出とは株式会社日本政策投資銀行以外の金融機関の貸出を指します。 ・ 期限 （ア）タームローン タームローンの期限は以下のとおりです。 市中銀行貸出A及び政投銀貸出A 最終返済期限を平成24年8月15日とし、平成19年4月16日から6か月毎（4月及び10月の15日）に一定額を返済する。 政投銀貸出B 最終返済期限を平成26年4月15日とし、平成23年10月15日から6か月毎（4月及び10月の15日）に一定額を返済する。 市中銀行貸出C及び政投銀貸出C 最終返済期限である平成24年8月15日の一括返済。但し、平成19年4月15日までに返済がなされない場合、金利水準が6か月毎に引き上げられ、また一定の追加費用の支払が必要とされます。また、当該部分については、平成20年7月以降、一事業年度あたり20億円を上限として、一定の算式に基づき計算される金額を強制的に期限前弁済しなければならないものとされています。 （イ）リボルピングローン（市中銀行貸出D） 契約の最終期限を平成24年8月15日とし、その1か月前まで借入が可能。個別の借入の期間は1～6か月。コミットメントフィーとして、未使用部分に対し年率0.5%が借入可能期間にわたり賦課されます。 ・ 金利 政投銀貸出Bについては固定金利貸付となっております。それ以外につきましては、日本円TIBORに一定のマージンを加えたものとされています。かかるマージンは、市中銀行貸出A及び政投銀貸出A並びにリボルピングローンにつきましては、協調融資貸出契約の規定に従い一定の財務指標に基づき変動するものとされ、また、市中銀行貸出C及び政投銀貸出Cについては、平成19年4月15日までに返済がなされない場合、上記のとおり6か月毎にマージンが引き上げられます。 ・ 担保 当社は、上記の修正・書換最終契約上の権利を含む当社の主要な資産を協調融資貸出契約に基づく借入の担保として差し入れております。

相手方	契約内容
	<p>・その他の特約</p> <p>協調融資貸出契約では、当社に対して様々な業務上及び財務上の制約並びに配当制限が付されております。かかる業務上の制約には、一定の財務上の基準を充たさない場合の追加的な借入債務(ファイナンス・リースを含む)の負担、担保権の設定、合併その他の買収取引、一定の組織再編行為、減資、自己株式取得、一定の財務上の基準を超える設備投資及び投融資の実施に対する制限または禁止が含まれています。また、財務上の制限として当社は、一定の算式に基づき計算される借入金債務の割合や元利金の返済に関する割合につき、協調融資貸出契約に規定する一定水準を維持するよう義務付けられています。「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係) 4.配当制限」を併せてご参照下さい。</p>

(注) 契約の相手方である貸出金融機関等につきましては、金融機関等による債権の譲渡により変動する可能性があります。平成21年3月31日現在における貸出金融機関等は、次のとおりであります。

- 株式会社三井住友銀行
- 株式会社日本政策投資銀行
- 野村キャピタル・インベストメント株式会社
- 住友信託銀行株式会社
- 株式会社あおぞら銀行
- 中央三井信託銀行株式会社
- カリヨン
- 株式会社関西アーバン銀行
- 株式会社三重銀行
- 三井住友海上火災保険株式会社
- オリックス株式会社

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社に関する財政状態及び経営成績の分析にかかる以下の記載内容は、原則として当社の財務諸表に基づいて分析したものであります。なお、文中の将来に関する記載事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。これらの将来に関する記載事項には不確実性が内在しており、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」等に記載された内容を含む様々な要因により、実際の結果と異なる可能性があります。

(1)財政状態の分析

借入金の減少と純資産の充実によって貸借対照表が改善され、有利子負債（借入金）純資産倍率は1.1倍となり、財務体質はさらに強化されました。また、効率的な設備投資の実施などにより潤沢なキャッシュを創出した結果、現金及び現金同等物は3,773百万円増加しました。

総資産は、126,707百万円（前事業年度比3,803百万円減）となりました。

流動資産

流動資産は、前事業年度末に比べ、現金及び預金が2,773百万円、有価証券が1,000百万円増加したこと等により、前事業年度末に比べ3,511百万円増の40,791百万円となりました。

固定資産

固定資産は、テーマパーク各施設の減価償却が進んだこと等により、前事業年度末に比べ7,314百万円減の85,916百万円となりました。

負債は、75,637百万円（前事業年度比6,217百万円減）となりました。

流動負債

当社ではマーケティング・パートナー企業からのパートナーシップフィーの収入額は一度前受金として処理し、期間経過に伴い収益計上しております。流動負債では主にこの期間経過に伴う収益計上によって前受金が2,072百万円減少いたしました。その結果、流動負債は前事業年度末に比べ964百万円減の23,460百万円となりました。

固定負債

固定負債は、長期借入金から、流動負債の1年内返済予定の長期借入金への振替え等により、前事業年度末に比べ5,252百万円減の52,177百万円となりました。

純資産

純資産は、当期純利益の計上等によって2,413百万円増の51,070百万円となりました。

(2)経営成績の分析

当社の事業ビジョンは、『ゲストの期待を上回る「感動とサービス」を提供することにより、エンターテインメント&レジャー業界におけるアジアのリーディングカンパニーを目指す。』こととあります。このビジョンの実現に向けて、パーク内外での綿密な市場調査を通じたゲストニーズの追求と諸施策の検証を継続的に行うことにより、アトラクションやイベント企画への反映やテーマパーク内で提供するサービスの向上に努力しております。また、「ワールドクラスのファミリー・エンターテインメント」というブランドポジショニングに基づいて、主要ターゲットである女性層及びファミリー層のニーズに合致した集客施策を継続的に実施することにより、リピート来場の促進を図っております。

当事業年度におきましては、平成20年3月にオープンしたオリジナルのショー「ファンタスティック・ワールド」に加え、開業8周年を記念して当社開業以来初となる夜のパレード「マジカル・スターライト・パレード」を平成21年3月5日に開始し、安定的な入場者数の確保をいたしております。

また、シーズナル・イベントとして、夏季限定イベントとして水を使った来場者参加型のパレード「ユニバーサル・ウォーター・パレード」、秋には内容を一新したハロウィーンイベント「ユニバーサル・ワンダー・ハロウィーン」冬にはクリスマス期間限定イベント「ユニバーサル・ワンダー・クリスマス」や「ユニバーサル・バレンタイン」を実施いたしました。

マーケティング・営業施策では、夏休み期間中の日帰り圏からの集客を促進するため、期間中に何回でもご入場いただける「サマー・スペシャル・パス」、午後3時からご入場いただける各種の「トワイライト・パス」の販売を実施いたしました。さらに平成21年3月には関西にお住まいの方を対象に期間限定スペシャル・パス「関西キラキラ・パス」の販売を実施し、集客強化を図ってまいりました。

これらの諸施策を実施いたしましたが、前事業年度において大きな集客効果をもたらした人気アトラクション「ハリウッド・ドリーム・ザ・ライド」の反動や夏の猛暑、休日の悪天候に加え、円高による海外からの観光客の減少、さらには平成20年9月に発生した世界的な金融危機による景気の急速な悪化等の影響により、当事業年度の入場者数は前事業年度と比べ5.8%減少し、8,138千人となりました。

売上高

売上高は入場者数の減少の影響等により前事業年度に比べ4,627百万円減少し68,530百万円（前期比6.3%減）となりました。また、入場者数に占める年間パスの入場者及び低価格な期間限定パスによる入場者の割合が増加したこと等により、入場者1人当たりの売上高は前年同期と比べ1.7%減少し、7,681円となりました。

営業利益

営業利益は、継続的に運営コストのコントロールに努めたこと、減価償却費が減少したこと等により前事業年度に比べ183百万円増加し8,586百万円（前期比2.2%増）となりました。

経常利益

経常利益は、開発分担金収入（ユニバーサルグループとのライセンス契約に基づき、他のテーマパークで当社の特定のアトラクションが導入される場合、当該アトラクションの開発費用の一部が払い戻されるもの）の増加や為替差損益が改善した結果、前事業年度に比べ906百万円増加の7,935百万円（前期比12.9%増）となりました。

当期純利益

法人税、住民税及び事業税を542百万円計上した結果、当期純利益は232百万円増加の6,999百万円（前期比3.4%増）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度においてもテーマパークの魅力を維持向上させるため、新規ショー・アトラクションの制作を中心に4,256百万円の設備投資を行っており、このうち平成22年度に完成予定の新規アトラクションへの当事業年度における投資額は575百万円となりました。また平成21年3月に完成いたしました「マジカル・スターライト・パレード」についての前事業年度からの合計投資額は2,683百万円となっております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び構 築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ユニバーサル・スタジオ オ・ジャパン (大阪市此花区)	テーマパーク 及び事務所	63,822	15,161	- (540,074)	3,174	82,159	533 (2,551)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、船舶及び工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 土地は全て賃借しており、平成21年3月期の賃借料は3,029百万円であります。

3. 従業員数の()は平均臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

平成21年3月31日現在における重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

(1)重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月	
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
ユニバーサル・スタジオ オ・ジャパン (大阪市此花区)	アトラクション 新設	4,993	575	自己資金	平成21年1月	平成22年6月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)重要な設備の除却の計画

事業所名 (所在地)	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	除却等の予定日
ユニバーサル・スタジオ オ・ジャパン (大阪市此花区)	アトラクションE.T. ア ドベンチャーの除却	302	平成21年5月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,167,032	2,185,492	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)2
計	2,167,032	2,185,492	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 当社は単元株制度を採用しておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月28日定時株主総会決議及び平成18年6月28日取締役会決議（新株予約権A）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	39,033	39,033
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,033(注)1	39,033(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり22,500(注)2	1株当たり22,500(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年6月28日から 平成28年6月28日まで	平成18年6月28日から 平成28年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 22,500 資本組入額 11,250	発行価額 22,500 資本組入額 11,250
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

(注)1. 平成18年6月28日開催の株主総会における決議の日(以下「決議日」という)後、当社が当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、付与株式数を、次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき(当社A種優先株式の取得請求権の行使により当社普通株式が交付される場合及び募集株式の募集はこれに含まれないものとし、)は、当社が適当と考える方法で付与株式数の調整を行うことができるものとし、

2. 決議日後、当社が、当社の普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合及び取得請求権付株式の取得請求権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(当社A種優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式数を含む)から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとし、

さらに、決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりとなっております。

- (1)原則として、平成18年12月31日、平成19年12月31日、及び平成20年12月31日に、新株予約権の総数のうち3分の1ずつが権利行使可能となります。
- (2)上記(1)に記載の当初条件は現在以下の通りに変更されております。当初付与された新株予約権57,033個のうち45,026個については、平成19年12月31日より前に当社の株式公開が完了したことにより、当該株式公開の完了の時点で新株予約権の総数の50%が権利行使可能となりました。また、平成19年12月31日までに権利行使可能とならなかった新株予約権のうち15,008個については平成19年11月26日付けで平成20年6月30日に、4,002個については平成20年5月9日付けで平成20年6月25日にそれぞれ権利行使可能となるよう変更されております。この結果、平成20年12月31日に権利行使可能となる新株予約権はありません。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

- (1)新株予約権者が、その有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は、当該放棄に係る新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (2)その他の取得事由及び取得条件については、当社取締役会の決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

6. 新株予約権の交付

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定するものとします。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の「新株予約権行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とするものとします。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から、上記の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定するものとします。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8)新株予約権の取得条項
上記5.に準じて決定するものとします。

7. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

平成18年6月28日定時株主総会決議及び平成18年7月14日取締役会決議（新株予約権B）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	18,762	302
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,762(注)1	302(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり22,500(注)2	1株当たり22,500(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月18日から 平成28年7月18日まで (注)4	平成18年7月18日から 平成28年7月18日まで (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 22,500 資本組入額 11,250	発行価額 22,500 資本組入額 11,250
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 平成18年6月28日開催の株主総会における決議の日(以下「決議日」という)後、当社が当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、付与株式数を、次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき(当社A種優先株式の取得請求権の行使により当社普通株式が交付される場合及び募集株式の募集はこれに含まれないものとします)は、当社が適当と考える方法で付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 決議日後、当社が、当社の普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合及び取得請求権付株式の取得請求権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(当社A種優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式数を含む)から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額は調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりとなっております。

- (1)新株予約権者は、行使の時点で、当社取締役または従業員の地位（以下「従業員等の地位」という）にある限りにおいて、新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、従業員等の地位を失った後においても、当社取締役会が認めた場合には、新株予約権を行使することができる。
- (3)また、上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、(2)に該当しない場合であっても、従業員等の地位を失った日から5年間、従業員等の地位を失った日までに行使可能となっていた新株予約権を行使することができる。
- (4)新株予約権者は、故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、不正行為により当社に対して損害を与えた場合、若しくは営業秘密の漏洩その他の故意若しくは重過失による義務違反により従業員等の地位を喪失した場合、または上記事由に該当するか否かを当社が調査している期間は、新株予約権を行使することができない。
- (5)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使はこれを認めない。
その他の行使条件に関しては、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約書」に定められております。

4. 新株予約権の行使期間は、次のとおりとなっております。

- (1)当初付与された新株予約権27,962個のうち24,174個については、原則として、平成18年12月31日、平成19年12月31日、及び平成20年12月31日に、新株予約権の総数のうち3分の1ずつが権利行使可能となる。但し、新株予約権者に割り当てられた新株予約権の総数が15個を下回っている場合は、平成18年12月31日から全部権利行使可能となる。
- (2)当初付与された新株予約権27,962個のうち上記(1)以外の3,788個については、平成20年12月31日から平成28年7月14日まで権利行使可能である。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社は、新株予約権者または当社について次に掲げる事由が生じた場合、当該事由が生じた日以降で取締役会が別途定める日に、次に掲げる新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (1)新株予約権者が、新株予約権の行使前に当社の取締役または従業員の地位を失った場合（但し、上記3.(2)に該当する場合は除く）...未行使の新株予約権全部
- (2)新株予約権者が、死亡した場合...未行使の新株予約権全部
- (3)新株予約権者が、その有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合...当該放棄に係る新株予約権
- (4)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は取締役会決議がなされた場合)...未行使の新株予約権全部
- (5)新株予約権者が、故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、不正行為により当社に対して損害を与えた場合、若しくは営業秘密の漏洩その他の故意若しくは重過失による義務違反により取締役または従業員の地位を喪失した場合...未行使の新株予約権全部

7. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

平成19年6月27日定時株主総会決議及び平成19年8月7日取締役会決議（新株予約権C）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	547	547
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	547(注)1	547(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1(注)2	1株当たり1(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年8月7日から 平成29年8月6日まで	平成22年8月7日から 平成29年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 69,320 資本組入額 (注)3	発行価額 69,320 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社普通株式547株とします。但し、各新株予約権の目的たる株式の種類及び数(以下「付与株式数」という)は当社普通株式1株とし、下記の場合に調整されることがあります。

- a. 割当日以後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、付与株式数を、次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- b. 上記のほか、割当日以後に、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1円に付与株式数を乗じた金額とする。
3. a. 新株予約権Cの行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- b. 新株予約権Cの行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前a号の資本金等増加限度額から前a号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- a. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利確定日及び行使の時点で当社の取締役または従業員の地位(以下「従業員等の地位」という)にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、(i)行使の時点で従業員等の地位にない場合であっても、権利確定日以後に従業員等の地位を喪失した場合は、当該地位喪失後5年間(但し、行使期間の終期を超えることはできない)は、本件新株予約権を行使することができ、また、(ii)行使の時点で従業員等の地位になく、かつ、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合(取締役会が認定する)に応じて権利確定日より取締役会が定める期間、行使できるものとする。
- b. 新株予約権は、新株予約権者が、権利確定日において当社が別途定める業績目標を達成した場合に、その達成割合に応じて行使可能となる。但し、前号(ii)に基づき行使可能となる場合は、前号所定の当社の取締役会が認定した新株予約権者の貢献度合に応じて行使可能となるものとする。
- c. 権利確定日以後であっても、次の各号に掲げる場合は、新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。

- ca. 当社が消滅会社となる合併契約の承認にかかる議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画の承認にかかる議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認にかかる議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要とされる場合は取締役会決議がなされた場合）
- cb. 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、不正行為により当社に対して損害を与えた場合、若しくは営業秘密の漏洩その他の故意若しくは重過失による義務違反により従業員等の地位を喪失した場合、または上記事由に該当するか否かを当社が調査している期間

平成19年8月7日取締役会決議（新株予約権D）

	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	1,028	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,028（注）1	1,028（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1（注）2	1株当たり1（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年8月7日から 平成29年8月6日まで	平成22年8月7日から 平成29年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 69,320 資本組入額 （注）3	発行価額 69,320 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 当社普通株式1,028株とします。但し、各新株予約権の目的たる株式の種類及び数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式1株とし、下記の場合に調整されることがあります。

- a. 割当日以後、当社が普通株式の株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を、次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- b. 新株予約権Dの行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前a号の資本金等増加限度額から前a号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1円に付与株式数を乗じた金額とする。

3. a. 新株予約権Dの行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- b. 新株予約権Dの行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前a号の資本金等増加限度額から前a号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利確定日及び行使の時点で当社の取締役又または従業員の地位（以下「従業員等の地位」という）にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、(i)行使の時点で従業員等の地位にない場合であっても、権利確定日以後に従業員等の地位を喪失した場合は、当該地位喪失後5年間（但し、行使期間の終期を超えることはできない）は、本件新株予約権を行使することができ、また、(ii)行使の時点で従業員等の地位になく、かつ、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会

- が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合（取締役会が認定する）に応じて権利確定日より取締役会が定める期間、行使できるものとする。
- b. 新株予約権のうち1/2は、新株予約権者が、権利確定日において当社が別途定める業績目標を達成した場合には、その達成割合に応じて行使可能となる。但し、前号(ii)に基づき行使可能となる場合は、前号所定の当社の取締役会が認定した新株予約権者の貢献度合に応じて行使可能となるものとする。
- c. 権利確定日以後であっても、次の各号に掲げる場合は、新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
- ca. 当社が消滅会社となる合併契約の承認にかかる議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画の承認にかかる議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認にかかる議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要とされる場合は取締役会決議がなされた場合）
- cb. 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、不正行為により当社に対して損害を与えた場合、若しくは営業秘密の漏洩その他の故意若しくは重過失による義務違反により従業員等の地位を喪失した場合、または上記事由に該当するか否かを当社が調査している期間

平成19年6月27日定時株主総会決議及び平成20年7月14日取締役会決議（新株予約権E）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	517	517
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	517(注)1	517(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1(注)2	1株当たり1(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年7月29日から 平成30年7月28日まで	平成23年7月29日から 平成30年7月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 47,558 資本組入額 (注)3	発行価額 47,558 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注)1. 当社普通株式517株とします。但し、各新株予約権の目的たる株式の種類及び数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式1株とし、下記の場合に調整されることがあります。
- a. 割当日以後、当社が普通株式の株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を、次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- b. 上記のほか、割当日以後に、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で付与株式数の調整を行うことができる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1円に付与株式数を乗じた金額とする。
3. a. 新株予約権Eの行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- b. 新株予約権Eの行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前a号の資本金等増加限度額から前a号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利確定日及び行使の時点で当社の取締役または従業員の地位（以下「従業員等の地位」という）にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、(i)行使の時点で従業員等の地位にない場合であっても、権利確定日以後に従業員等の地位を喪失した場合は、当該地位喪失後5年間（但し、行使期間の終期を超えることはできない）は、本件新株予約権を行使することができ、また、(ii)行使の時点で従業員等の地位がなく、かつ、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合（取締役会が認定する）に応じて権利確定日より取締役会が定める期間、行使できるものとする。
- b. 新株予約権は、新株予約権者が、権利確定日において当社が別途定める業績目標を達成した場合に、その達成割合に応じて行使可能となる。但し、前号(ii)に基づき行使可能となる場合は、前号所定の当社の取締役会が認定した新株予約権者の貢献度合に応じて行使可能となるものとする。
- c. 権利確定日以後であっても、次の各号に掲げる場合は、新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
- ca. 当社が消滅会社となる合併契約の承認にかかる議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画の承認にかかる議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認にかかる議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要とされる場合は取締役会決議がなされた場合）
- cb. 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、不正行為により当社に対して損害を与えた場合、若しくは営業秘密の漏洩その他の故意若しくは重過失による義務違反により従業員等の地位を喪失した場合、または上記事由に該当するか否かを当社が調査している期間

平成20年7月14日取締役会決議（新株予約権F）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,088	1,060
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,088(注)1	1,088(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1(注)2	1株当たり1(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年7月29日から 平成30年7月28日まで	平成23年7月29日から 平成30年7月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 47,558 資本組入額 (注)3	発行価額 47,558 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社普通株式1,088株とします。但し、各新株予約権の目的たる株式の種類及び数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式1株とし、下記の場合に調整されることがあります。

- a. 割当日以後、当社が普通株式の株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を、次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- b. 上記のほか、割当日以後に、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で付与株式数の調整を行うことができる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1円に付与株式数を乗じた金額とする。
3. a. 新株予約権Fの行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- b. 新株予約権Fの行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前a号の資本金等増加限度額から前a号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利確定日及び行使の時点で当社の取締役又または従業員の地位（以下「従業員等の地位」という）にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、(i)行使の時点で従業員等の地位にない場合であっても、権利確定日以後に従業員等の地位を喪失した場合は、当該地位喪失後5年間（但し、行使期間の終期を超えることはできない）は、本件新株予約権を行使することができ、また、(ii)行使の時点で従業員等の地位になく、かつ、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合（取締役会が認定する）に応じて権利確定日より取締役会が定める期間、行使できるものとする。
- b. 新株予約権のうち1/2は、新株予約権者が、権利確定日において当社が別途定める業績目標を達成した場合に、その達成割合に応じて行使可能となる。但し、前号(ii)に基づき行使可能となる場合は、前号所定の当社の取締役会が認定した新株予約権者の貢献度合に応じて行使可能となるものとする。
- c. 権利確定日以後であっても、次の各号に掲げる場合は、新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
- ca. 当社が消滅会社となる合併契約の承認にかかる議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画の承認にかかる議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認にかかる議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要とされる場合は取締役会決議がなされた場合）
- cb. 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、不正行為により当社に対して損害を与えた場合、若しくは営業秘密の漏洩その他の故意若しくは重過失による義務違反により従業員等の地位を喪失した場合、または上記事由に該当するか否かを当社が調査している期間

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年8月24日 (注)1	普通株式 - A種優先株式 555,556	普通株式 800,000 A種優先株式 555,556	12,500	52,500	12,500	12,500
平成18年3月31日 (注)2	普通株式 741,112 A種優先株式 370,556	普通株式 1,541,112 A種優先株式 185,000	-	52,500	-	12,500
平成18年9月13日 (注)3	-	普通株式 1,541,112 A種優先株式 185,000	26,825	25,674	12,500	-
平成18年11月15日 (注)4	普通株式 370,000 A種優先株式 -	普通株式 1,911,112 A種優先株式 185,000	-	25,674	-	-
平成18年12月14日 (注)5	普通株式 - A種優先株式 185,000	普通株式 1,911,112 A種優先株式 -	-	25,674	-	-
平成19年3月15日 (注)6	普通株式 230,000	普通株式 2,141,112	5,240	30,915	5,240	5,240
平成19年3月16日 ~ 平成19年3月31日 (注)7	普通株式 2,049	普通株式 2,143,161	23	30,938	23	5,263
平成19年4月1日 ~ 平成20年3月31日 (注)7	普通株式 21,754	普通株式 2,164,915	244	31,182	244	5,508
平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日 (注)7	普通株式 2,117	普通株式 2,167,032	23	31,206	23	5,532

(注)1. 有償第三者割当増資

割当先

有限会社クレインホールディングス 444,445株

DBJ事業価値創造投資事業組合 111,111株

発行株式数 A種優先株式 555,556株

発行価格 45,000円

資本組入額 22,500円

2. A種優先株式の一部の普通株式への転換

転換したA種優先株式の株主及び株式数

- 有限会社クレインホールディングス 296,445株
D B J 事業価値創造投資事業組合 74,111株
転換により発行された普通株式の株主及び株式数
有限会社クレインホールディングス 592,890株
D B J 事業価値創造投資事業組合 148,222株
3. 平成18年9月13日を効力発生日として、資本金26,825百万円及び資本準備金12,500百万円を減少することを、平成18年9月13日開催の臨時株主総会において、決議しております。
4. A種優先株式の全部の普通株式への転換（当社普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使）
取得請求権を行使したA種優先株式の株主及び株式数
有限会社クレインホールディングス 148,000株
D B J 事業価値創造投資事業組合 37,000株
取得請求権の行使の対価として発行された普通株式の株主及び株式数
有限会社クレインホールディングス 296,000株
D B J 事業価値創造投資事業組合 74,000株
5. 自己株式の消却による減少であります。
6. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 49,000円
資本組入額 22,785円
払込金総額 10,481百万円
7. 新株予約権の行使による増加であります。
8. 平成21年4月1日から平成21年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が18,460株、資本金及び資本準備金がそれぞれ207百万円増加しております。

(5)【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	23	20	60	72	9	15,493	15,678	-
所有株式数(株)	200,000	305,253	27,922	1,003,490	495,760	81	134,526	2,167,032	-
所有株式数の割合(%)	9.23	14.09	1.29	46.3	22.88	0	6.21	100	-

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
有限会社クレインホールディングス	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	888,890	41.02
J.P. MORGAN CLEARING CORP - SEC (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	ONE METROTECH CENTER NORTH, BROOKLYN, NY 11201 (東京都品川区東品川2丁目3-14)	223,939	10.33
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9-1	222,222	10.25
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3-20	200,000	9.23
ソシエテ ジェネラル, パリ (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	SOCIETE GENERALE 29 BOUL EVARD HAUSSMANN PARIS-FRANCE (東 京都中央区日本橋3丁目11-1)	79,168	3.65
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC (常任代理人 モルガン・スタンレー 証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E144QA ENGLAND (東京都渋谷 区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンブ レイスタワー)	58,171	2.68
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタワー Z棟	20,356	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	16,994	0.78
サントリーホールディングス株式会 社	大阪市北区堂島浜2丁目1-40	16,000	0.74
西日本電信電話株式会社	大阪市中央区馬場町3-15	16,000	0.74
西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2丁目4-24	16,000	0.74
計	-	1,757,740	81.11

(注) 1. オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーから、平成21年3月27日付の大量保有報告書の変更報告書No.4の写しの送付があり、同日現在で223千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーの大量保有報告書の変更報告書No.4に記載の保有割合の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー

住所 アメリカ合衆国ニューヨーク州10019、ニューヨーク、フィフス・アヴェニュー640、20階

保有株券等の数 株式 223,912株

株券等保有割合 10.34%

2. モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成20年12月3日付の大量保有報告書の変更報告書No.11の送付があり、同日現在で135千株を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、モルガン・スタンレー証券株式会社の大量保有報告書の変更報告書No.11の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 モルガン・スタンレー証券株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー

保有株券等の数 株式 120株

株券等保有割合 0.01%

大量保有者 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド

住所 1585 Broadway, New York, NY 10036

保有株券等の数 株式 215株

株券等保有割合 0.01%

大量保有者 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー

住所 25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.

保有株券等の数 株式 56,374株

株券等保有割合 2.6%

大量保有者 ファンドロジック

住所 61 rue de monceau,75007 Paris

保有株券等の数 株式 79,168株

株券等保有割合 3.65%

3. 前事業年度末まで主要株主であった、D B J 事業価値創造投資事業組合は、平成21年2月26日に解散したことによって当社の主要株主ではなくなりました。この解散によって当社株式を取得した株式会社日本政策投資銀行が当事業年度末では主要株主となっております。また、前事業年度末では主要株主でなかったJ.P. MORGAN CLEARING CORP - SECが当事業年度末では主要株主となっております。

なお、本書提出日現在では、S G インベストメンツ株式会社が当社株券等の公開買付を行った結果、当社普通株式2,151,989株（平成21年5月31日現在の総議決権数に対する所有割合98.47%）を取得し、平成21年5月28日付で公開買付者が新たに当社の親会社となりました。更に、公開買付者の親会社である有限会社クレインホールディングス、ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクも同時に親会社となっております。また、主要株主であった株式会社日本政策投資銀行、J.P.MORGAN CLEARING CORP-SECは本公開買付に応募した結果、平成21年5月28日付で主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,167,032	2,167,032	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,167,032	-	-
総株主の議決権	-	2,167,032	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8)【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成18年6月28日定時株主総会決議および平成18年6月28日取締役会決議（新株予約権A）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の取締役の一部に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成18年6月28日の定時株主総会において決議し、その募集事項を同日開催の当社取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」参照
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年6月28日定時株主総会決議および平成18年7月14日取締役会決議（新株予約権B）

平成18年6月28日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき上記以外の当社の取締役、及び従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議し、その募集要項を平成18年7月14日開催の当社取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成18年6月28日及び平成18年7月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役4名及び従業員742名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」参照
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年6月27日定時株主総会決議および平成19年8月7日取締役会決議（新株予約権C）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の取締役の一部に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月27日の定時株主総会において決議し、その募集事項を平成19年8月7日開催の当社取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成19年6月27日及び平成19年8月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役4名及び従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」参照
株式の数（株）	同上

新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年8月7日取締役会決議（新株予約権D）

平成19年8月7日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決議したものであります。

決議年月日	平成19年8月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員39名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」参照
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年6月27日定時株主総会決議および平成20年7月14日取締役会決議（新株予約権E）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の取締役の一部に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月27日の定時株主総会において決議し、その募集事項を平成20年7月14日開催の当社取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成19年6月27日及び平成20年7月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役4名及び従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」参照
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年7月14日取締役会決議（新株予約権F）

平成20年7月14日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決議したものであります。

決議年月日	平成20年7月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員38名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」参照

株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

<配当の基本的な方針>

当社は、株主利益を重視し安定的な利益還元を行うことを基本方針とする一方、長期的な株主価値を向上していくため設備投資及び財務体質強化のために必要な内部留保を勘案しながら、各事業年度の業績状況や今後の事業展開に対応した配当を行うことを基本方針としております。

<毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び決定機関>

当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことが出来る旨を定款に定めております。

<当事業年度の配当>

平成20年12月8日に1株当たり1,400円の間接配当を実施いたしました。また、当社は平成21年3月19日開催の取締役会において、S G インベストメンツ株式会社による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けが成立することを条件に、平成21年3月期の期末剰余金の配当を行わないことを決議いたしました。

その後、同社の株式公開買付けが平成21年5月22日に成立いたしましたので、平成21年3月期の期末剰余金の配当は行わないこととなりました。

<内部留保資金の用途>

内部留保金につきましては、今後の事業展開への備えと新規アトラクション導入のための設備資金として有効投資してまいりたいと考えております。

基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成20年10月30日 取締役会決議	3,032	1,400

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	-	-	55,700	90,900	77,200
最低(円)	-	-	45,500	50,800	28,430

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成19年3月16日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	60,200	43,000	35,500	44,950	39,850	49,400
最低(円)	37,000	30,200	28,430	33,600	33,000	36,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		グレン ガンベル	昭和22年8月19日生	昭和48年3月 アメリカン・ブロードキャスト・カンパニー入社 昭和58年4月 ユニバーサル・スタジオ・ハリウッド リーガル・アンド・ビジネス・アフェアーズ バイス・プレジデント 昭和62年7月 ディレクターズ・ギルド・オブ・アメリカ ナショナル・エグゼクティブ・ディレクター 平成7年10月 エムシーイー・インク(現ユニバーサル・スタジオ・インク) ユニバーサル・パークス・アンド・リゾーツ ビジネス・アンド・リーガル・アフェアーズ エグゼクティブ・バイス・プレジデント 平成11年3月 ユニバーサル・スタジオ・インク ユニバーサル・パークス・アンド・リゾーツ インターナショナル・アンド・グローバル・ビジネス・アフェアーズ プレジデント 平成11年6月 当社取締役(非常勤) 平成16年6月 当社取締役(非常勤) 退任 平成16年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	-
取締役		田中 功	昭和19年4月24日生	昭和44年4月 エッソスタンダード石油株式会社入社 昭和51年8月 日本マクドナルド株式会社 調査マネージャー 昭和57年3月 株式会社ハーレクイン マーケティング部長 昭和60年1月 日本マクドナルド株式会社 マーケティング部長 昭和62年4月 同社社長補佐役マーケティング本部長 平成6年5月 株式会社ハーレクイン 代表取締役社長 平成8年3月 ホールマーク株式会社 代表取締役社長 平成10年10月 ビー・オー・エル・ジャパン 株式会社代表取締役社長 平成14年5月 株式会社デアゴスティーニ・ジャパン顧問 平成15年5月 ユニバーサル・スタジオ・レクリエーション・ジャパン・スーパービジョン・インク入社 当社マーケティング・営業本部長 平成15年6月 当社取締役マーケティング・営業本部長 平成18年12月 当社取締役マーケティング・営業本部長兼マーケティング企画部長 平成19年8月 当社取締役マーケティング・営業本部長兼マーケティング企画部長兼営業部長 平成20年9月 当社取締役マーケティング・営業本部長兼営業部長 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		アンクル サフ	昭和44年10月18日生	平成10年10月 ゴールドマン・サックス・アジア入社 平成10年12月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー入社 平成12年5月 同社ヴァイス・プレジデント 平成16年1月 ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社)プリンシパル・インベストメント・エリア統括 平成17年7月 当社取締役(現任) 株式会社フジタ取締役(現任) 平成17年8月 有限会社クレインホールディングス取締役(現任) 平成17年11月 ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社)マネージング・ディレクター プリンシパル・インベストメント・エリア統括(現任) 平成18年2月 三洋電機株式会社取締役(現任) 平成19年6月 イー・モバイル株式会社取締役(現任) 平成19年10月 株式会社アルデプロ取締役(現任) 平成19年11月 株式会社U S E N取締役(現任) 平成20年9月 S G インベストメンツ株式会社代表取締役(現任)	(注)3	-
取締役		ミン マー	昭和52年1月10日生	平成12年7月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー入社 平成18年2月 ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 平成18年11月 同社ヴァイス・プレジデント(現任) 平成20年9月 S G インベストメンツ株式会社取締役(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役		マイケル キム	昭和38年10月8日生	平成10年2月 カーライル・グループ アジア代表 平成17年3月 M B K パートナース 共同設立パートナー(現任) 平成19年9月 弥生株式会社 取締役(現任) 平成20年10月 田崎真珠株式会社 取締役(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役		ジェイ ブー	昭和45年12月29日生	平成11年4月 カーライル・グループ アソシエイト 平成17年3月 M B K パートナース 共同設立パートナー(現任) 平成20年7月 弥生株式会社 取締役(現任) 平成20年10月 田崎真珠株式会社 取締役(現任) 平成20年10月 M B K パートナース株式会社 代表取締役(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役		ジェフリー リー	昭和53年1月5日生	平成11年6月 クレディスイスファーストボストンテクノロジーグループ インベストメントバンキング入社 平成12年1月 イキマス 発起人 平成13年3月 G S C パートナース プライベートエクイティ アソシエイト 平成15年9月 オウル・クリーク・アセット・マネジメント パートナー兼マネージング・ディレクター(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		長谷 次雄	昭和6年8月2日生	昭和38年2月 公認会計士登録 昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社 (現あずさ監査法人)代表社員 平成5年5月 同法人専務理事 平成9年5月 朝日監査法人 (現あずさ監査法人)副理事長 平成11年6月 同法人退任 平成13年6月 当社監査役(現任) 平成14年6月 日亜鋼業株式会社監査役(現任)	(注)4	-
常勤監査役		菊地 太郎	昭和17年12月25日生	昭和40年4月 日立造船株式会社入社 平成元年6月 同社理事プラント管理部長 平成8年6月 当社取締役企画部長 平成14年2月 当社取締役財務・管理本部長 平成18年6月 当社取締役辞任 平成19年1月 メディケア・リンク株式会社監査役 平成19年12月 同社監査役辞任 平成20年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役		小路 貴志	昭和38年5月20日生	昭和62年10月 監査法人朝日新和会計社(現あずさ 監査法人)入社 平成3年3月 公認会計士登録 平成9年7月 グローバル監査法人代表社員 平成10年6月 当社監査役(現任) 平成15年6月 株式会社安永監査役(現任)	(注)4	-
監査役		金井美智子	昭和30年6月16日生	昭和54年4月 ウッドランド株式会社入社 昭和59年10月 司法試験合格 昭和62年10月 ニューヨーク州司法試験合格 平成2年4月 司法研修所修了 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 平成6年9月 英国ナバロ・ネイサンソン法律事務 所(ロンドン)勤務 平成10年4月 大江橋法律事務所パートナー 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員 (現任) 平成19年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計						-

- (注) 1. 取締役アンクル サフ、ミン マー、マイケル キム、ジェイ ブー及びジェフリー リーは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役長谷次雄、小路貴志及び金井美智子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成21年6月25日開催の定時株主総会から1年間
4. 平成19年6月27日開催の定時株主総会から4年間
5. 平成20年6月25日開催の定時株主総会から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実は、当社の重要な経営課題であり、執行と監督の分離、意思決定の迅速化など効率的な経営に努めるだけでなく、内部監査の充実、コンプライアンス委員会による法令適合性のレビュー活動の実施など継続的にコンプライアンス体制の強化に取り組んで参ります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の内容等

- ・当社の経営に係る重要事項のうち、意思決定の迅速性がとくに必要とされるテーマパークの運営及びマーケティングに係る重要事項は、「ウィークリー・レベニュー・レビュー・ミーティング(売上検討会議)」(原則として毎週開催)において議論を行った上で、その他の重要事項については各担当取締役の上司に基づき、取締役会(原則として月1回開催)において機関としての意思決定を行っています。また、取締役会の決議を必要としない各種の意思決定については、電子決裁システムの下で適時に決裁されており、意思決定の迅速化を図りつつも、説明責任の明確化、管理部門による統制、情報の共有化等に資するものとなっています。
- ・当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。取締役全7名のうち、社外取締役が5名を占めておりますが、取締役会には、原則として全取締役及び監査役が出席しています。
- ・取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。
- ・経営の透明性と健全性を担保することを目的として、社外取締役で構成される「報酬委員会」を設置し、経営に重要な影響を与える報酬制度について審議しております。

コンプライアンス体制の整備の状況

- ・当社は、平成14年7月以降に発覚した賞味期限切れ食材の使用、水飲み器への工業用水配管誤接続、火薬類の消費量超過の問題など一連の不祥事を厳粛かつ深刻に受け止め、同年10月、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」(平成21年3月31日現在の委員長は取締役コーポレート・サポート本部長)を設置し、以後期首毎に、社内規程の整備計画、内部統制の実施計画、コンプライアンス研修計画を含むコンプライアンス年度プログラムを審議、策定し、取締役会へ上程するとともに、期末にはその実施状況を取締役会へ報告しています。コンプライアンス委員会の活動の中立性及び独立性を担保するため、委員会メンバーに当社顧問弁護士及び労働組合委員長を加えるとともに、常勤監査役をオブザーバーとしています。
- ・平成14年10月より、「スピークアップ」(内部通報)制度を設けて、コンプライアンスに関する疑問などを従業員が直接法律事務所を含む複数の専門窓口に通報、相談できる体制を整備しています。
- ・平成15年4月には、役員及び従業員が、当社の業務を執行する上で立脚すべき共通の価値観を明確にするために「行動規範」を制定するとともに、具体的な事例を交えたコンプライアンス・ハンドブックを作成し、全役員及び従業員にこれを配布しています。また、当該ハンドブックを使用したコンプライアンス研修を適宜実施しています。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

- ・監査役会(原則として月1回開催)は、社内監査役1名、社外監査役の3名(常勤2名、非常勤2名)で構成されており、監査の方針及び計画その他監査業務に係る基本事項を決定しております。また、常勤監査役は、社内会議への参加、取締役及び従業員からの報告聴取、電子決裁帳票の閲覧、内部監査室からの監査報告等を通じて、また内部監査室及び会計監査人との三者間での連携を通じた議論、意見交換を行うことによって監査の実効性の確保に努めています。
- ・当社の内部監査を行う専門組織として、社長の下に内部監査室が設置され、3名の専任スタッフが配されています。内部監査室は、内部監査規程に基づき、不正の防止と業務の効率的改善を図り、事業の健全な発展に資することを目的に、当社の経営者層あるいは監査役会からの特命による監査も含め、年間の監査計画に従い、監査を実施しています。内部監査は、原則として、当社全部門の業務運営を対象に実施し、監査計画・監査通知・監査実施・結果分析・監査報告(改善通知)・フォローアップの手順で行われます。監査結果については、監査報告書を作成し、月1回、取締役及び監査役会にそれぞれ報告しています。
- ・当社は、あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。あずさ監査法人の指定社員業務執行社員は、公認会計士 山中俊廣、川井一男、桑本義孝の各氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名及び会計士補等9名であります。

社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係の概要

平成21年3月31日現在、当社には社外取締役2名及び社外監査役3名が就任しており、当社の関係会社であります有限会社クレインホールディングスの取締役1名を含んでおります。また、本書提出日現在の社外取締役5名及び社外監査役3名には、当社の親会社であるS Gインベストメンツ株式会社の取締役2名、有限会社クレインホールディングスの取締役1名を含んでおります。有限会社クレインホールディングスとの間では平成21年3月31日現在及び本書提出日まで事業上の取引関係はありませんが、S Gインベストメンツ株式会社からは本書提出日現在、資金の借入れを行っております。この借入金の詳細につきましては、「第1部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 (重要な後発事象) 注記事項 2 . 借入金のリファイナンス」をご参照ください。

(3)役員報酬の内容

当該事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬	1,213百万円
監査役に対する報酬	39百万円
計	1,252百万円

- (注) 1 . 取締役に対する報酬には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む。)は含めておりません。
- 2 . 取締役に対する報酬は全額社内取締役に対するものであり、社外取締役に対する報酬はありません。
- 3 . 代表取締役グレン ガンベル及び丸山義和に対する報酬に関しては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (2) マネジメントサービス契約」を参照下さい。

(4)責任限定契約の内容と概要

当社は、当社と社外取締役及び社外監査役が会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。また、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は社外監査役の一部と当該責任限定契約を締結しております。

(5)剰余金の配当等の機関決定

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

(6)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	47	-
計	-	-	47	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 25,449	1 28,222
売掛金	2,042	1,699
有価証券	7,000	8,000
商品	827	873
原材料	80	-
貯蔵品	960	-
原材料及び貯蔵品	-	1,006
前渡金	4	22
前払費用	808	845
その他	107	121
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	37,279	40,791
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 71,169	1 71,388
減価償却累計額	20,354	23,412
建物(純額)	50,815	47,975
構築物	1 27,064	1 27,094
減価償却累計額	9,804	11,247
構築物(純額)	17,260	15,846
機械及び装置	1 64,110	1 63,893
減価償却累計額	46,292	51,241
機械及び装置(純額)	17,817	12,652
船舶	1 864	1 863
減価償却累計額	406	503
船舶(純額)	458	359
車両運搬具	1 1,065	1 3,380
減価償却累計額	778	870
車両運搬具(純額)	287	2,509
工具、器具及び備品	1 20,432	1 20,884
減価償却累計額	17,372	18,069
工具、器具及び備品(純額)	3,059	2,814
建設仮勘定	53	601
有形固定資産合計	89,751	82,760
無形固定資産		
借地権	622	622
ソフトウェア	1,121	979
その他	75	66

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
無形固定資産合計	1,819	1,668
投資その他の資産		
投資有価証券	1	1
破産更生債権等	0	-
長期前払費用	1,519	1,338
その他	139	147
貸倒引当金	0	-
投資その他の資産合計	1,660	1,486
固定資産合計	93,231	85,916
資産合計	130,511	126,707
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,019	1,077
1年内返済予定の長期借入金	3,500	5,220
リース債務	-	232
未払金	3,874	3,017
未払費用	1,620	1,594
未払法人税等	113	610
未払消費税等	445	217
前受金	12,765	10,692
預り金	156	142
賞与引当金	655	620
役員賞与引当金	33	29
その他	240	6
流動負債合計	24,425	23,460
固定負債		
長期借入金	55,400	50,180
リース債務	-	575
退職給付引当金	878	1,021
その他	1,151	400
固定負債合計	57,429	52,177
負債合計	81,854	75,637

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,182	31,206
資本剰余金		
資本準備金	5,508	5,532
その他資本剰余金	3,000	3,000
資本剰余金合計	8,508	8,532
利益剰余金		
利益準備金	161	627
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,778	10,656
利益剰余金合計	8,940	11,284
株主資本合計	48,631	51,023
新株予約権	24	46
純資産合計	48,656	51,070
負債純資産合計	130,511	126,707

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高		
運営収入	38,184	35,470
商品売上高	18,516	17,175
飲食売上高	10,816	9,861
その他の収入	5,640	6,024
売上高合計	73,158	68,530
売上原価		
商品売上原価	8,241	7,745 ¹
飲食売上原価	2,962	2,747
人件費	9,814	9,635
その他の費用	33,700	29,972
売上原価合計	54,718	50,100
売上総利益	18,439	18,430
販売費及び一般管理費	10,036 ²	9,843 ²
営業利益	8,402	8,586
営業外収益		
受取利息	110	153
為替差益	-	58
受取保険金	38	16
工事負担金収入	29	41
デリバティブ評価益	384	154
開発分担金収入	147 ³	503 ³
その他	89	89
営業外収益合計	798	1,017
営業外費用		
支払利息	1,755	1,357
為替差損	196	-
公開買付関連費用	-	233
その他	221	77
営業外費用合計	2,172	1,668
経常利益	7,028	7,935
特別損失		
固定資産除却損	256 ⁴	162 ⁴
固定資産臨時償却費	-	230 ⁵
特別損失合計	256	393
税引前当期純利益	6,772	7,542
法人税、住民税及び事業税	5	542
当期純利益	6,766	6,999

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
商品売上原価					
商品期首たな卸高		782		827	
当期商品仕入高		8,287		7,791	
小計		9,069		8,619	
商品期末たな卸高		827		873	
		8,241	15.1	7,745	15.5
飲食売上原価					
1 材料費					
材料期首たな卸高		83		80	
当期材料仕入高		2,478		2,274	
小計		2,562		2,354	
材料期末たな卸高		80		78	
		2,481		2,275	
2 人件費					
給料・手当		172		159	
賞与		12		10	
賞与引当金繰入額		15		12	
その他		35		32	
		236		214	
3 経費					
賃借料		80		80	
減価償却費		67		75	
水道光熱費		51		51	
その他		45		51	
		244		257	
		2,962	5.4	2,747	5.5
人件費					
給料・手当		7,788		7,644	
賞与		508		503	
賞与引当金繰入額		435		412	
役員賞与引当金繰入額		17		16	
その他		1,065		1,057	
		9,814	17.9	9,635	19.2

		前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
その他の費用					
ロイヤリティ		5,460		4,999	
賃借料		3,523		3,492	
業務委託費		1,885		1,600	
エンターテインメント・ ショー制作費		3,927		3,399	
減価償却費		12,576		10,339	
その他		6,326		6,140	
		33,700	61.6	29,972	59.8
合計		54,718	100.0	50,100	100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	30,938	31,182
当期変動額		
新株の発行	244	23
当期変動額合計	244	23
当期末残高	31,182	31,206
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,263	5,508
当期変動額		
新株の発行	244	23
当期変動額合計	244	23
当期末残高	5,508	5,532
その他資本剰余金		
前期末残高	3,000	3,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,000	3,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	161
当期変動額		
剰余金の配当	161	465
当期変動額合計	161	465
当期末残高	161	627
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,793	8,778
当期変動額		
剰余金の配当	1,781	5,121
当期純利益	6,766	6,999
当期変動額合計	4,985	1,877
当期末残高	8,778	10,656
株主資本合計		
前期末残高	42,995	48,631
当期変動額		
新株の発行	489	47
剰余金の配当	1,619	4,656
当期純利益	6,766	6,999

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当期変動額合計	5,636	2,391
当期末残高	48,631	51,023
新株予約権		
前期末残高	-	24
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	22
当期変動額合計	24	22
当期末残高	24	46
純資産合計		
前期末残高	42,995	48,656
当期変動額		
新株の発行	489	47
剰余金の配当	1,619	4,656
当期純利益	6,766	6,999
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	22
当期変動額合計	5,661	2,413
当期末残高	48,656	51,070

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	6,772	7,542
減価償却費	13,260	11,146
固定資産臨時償却費	-	230
その他の償却額	328	330
賞与引当金の増減額（ は減少）	18	34
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	54	4
受取利息及び受取配当金	111	153
支払利息	1,755	1,357
デリバティブ評価損益（ は益）	384	154
為替差損益（ は益）	75	93
固定資産除却損	252	151
売上債権の増減額（ は増加）	23	343
たな卸資産の増減額（ は増加）	47	11
仕入債務の増減額（ は減少）	49	58
未払金の増減額（ は減少）	188	488
前受金の増減額（ は減少）	1,001	2,072
その他	264	254
小計	21,102	18,078
利息及び配当金の受取額	97	149
利息の支払額	1,641	1,418
法人税等の支払額	5	35
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,553	16,774
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,263	-
定期預金の払戻による収入	2,263	-
有形固定資産の取得による支出	2,431	4,317
有形固定資産の売却による収入	293	-
無形固定資産の取得による支出	1,432	159
無形固定資産の売却による収入	732	31
その他	30	136
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,868	4,581
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	3,500	3,500
株式の発行による収入	457	47
配当金の支払額	1,616	4,653
増資関連費用の支出	314	-
リース債務の返済による支出	1,252	220
その他	4	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,231	8,325

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	75	93
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,529	3,773
現金及び現金同等物の期首残高	21,920	32,449
現金及び現金同等物の期末残高	32,449	36,222

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ 時価法</p>	<p>デリバティブ 同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>商品、原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>商品、原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切り下げの方法） （会計方針の変更） 当事業年度から、「棚卸資産の評価 に関する会計基準（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用して おります。 この変更により、従来に比べ、営業利 益、経常利益及び税引前当期純利益はそれ ぞれ12百万円減少しております。</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は以下の通 りとなっております。 建物 3～50年 構築物 7～60年 機械及び装置 3～17年 また、資産に計上しているリース物件 （リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引にかかるもの）につ いては、リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によってお ります。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度 から平成19年4月1日以降に取得した 有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に 変更しております。 これにより、営業利益、経常利益、 税引前当期純利益はそれぞれ12 百万円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19 年3月31日以前に取得した有形 固定資産については、改正前の 法人税法に基づく減価償却の 方法の適用により取得価額の 5%に到達した事業年度の翌 事業年度より、取得価額の5% 相当額と備忘価額との差額を 5年間にわたり均等償却し、 減価償却費に含めて計上して おります。</p>	<p>(1)有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は以下の通 りとなっております。 建物 3～50年 構築物 7～60年 機械及び装置 3～17年 リース資産 (a)所有権移転ファイナンス・ リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用 する減価償却方法と同一の 方法を採用しております。 (b)所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係る リース資産 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額 法によっております。 （追加情報） 当事業年度から、法人税法 の改正を契機に機械及び装 置の耐用年数の見直しを 行い、主に7年から11年、 9年から7年に変更を行 いました。 この変更により、従来に 比べ、当事業年度の営業 利益、経常利益、税引前 当期純利益はそれぞれ40 5百万円減少しております。</p>

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>この変更により、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ117百万円減少しております。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(2)無形固定資産 リース資産以外の無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>リース資産 (a)所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。</p> <p>(b)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
5．繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 株式交付費は支出時に費用として処理しております。ただし、平成18年3月期までに発生したものについては、発生後3年以内で均等償却しております。</p>	<p>株式交付費 株式交付費は支出時に費用として処理しております。</p>
6．引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異については、発生事業年度に全額を費用処理することとしております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)役員賞与引当金 同左</p> <p>(4)退職給付引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
7.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。	
8.ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...為替予約、クーポンスワップ、金利スワップ ヘッジ対象...外貨建債務、外貨建予定取引、借入金</p> <p>(3)ヘッジ方針 社内管理規程に基づき、金利や為替相場の市場変動によるリスクの回避を目的とし、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フローの変動額と、ヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フローの変動額を比較して判断しております。 なお、当事業年度においてヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...同左 ヘッジ対象...同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
9.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
10.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当事業年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて計上してありました「受取利息」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度から区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「その他」に含まれている「受取利息」は15百万円です。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。なお、当事業年度末の「原材料」は78百万円、「貯蔵品」は927百万円となっております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																												
<p>1. 担保資産</p> <p>(1)担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">4,394百万円</td></tr> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">50,815</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">17,260</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td style="text-align: right;">17,463</td></tr> <tr><td>船舶</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>車両運搬具</td><td style="text-align: right;">69</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">2,567</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">92,576</td></tr> </table> <p>上記のうち観光施設財団抵当に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">50,815百万円</td></tr> </table> <p>(2)対応債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内返済予定の長期借入金</td><td style="text-align: right;">3,500百万円</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">32,400</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">35,900</td></tr> </table> <p>2. 貸出コミットメント</p> <p>当社は運転資金の効率的な調達を行うため、協調融資貸出契約において、コミットメントライン（貸出極度額）を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>コミットメントラインの総額</td><td style="text-align: right;">5,000 百万円</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>差引額</td><td style="text-align: right;">5,000</td></tr> </table> <p>3. 配当制限</p> <p>契約に付された配当制限は下記のとおりであります。</p> <p>平成18年8月10日付協調融資貸出契約により、配当等についての決議を行う取締役会開催日等において、以下の条件を充足していることを要します。</p> <p>(1)借入人返済口座、設備投資口座及び返済積立口座に必要な金額が全額預入されていること。</p> <p>(2)期限の利益喪失事由または利益喪失の可能性が発生しておらず、当該配当等によっても、かかる事由を発生させないこと。</p>	現金及び預金	4,394百万円	建物	50,815	構築物	17,260	機械及び装置	17,463	船舶	6	車両運搬具	69	工具、器具及び備品	2,567	計	92,576	建物	50,815百万円	1年内返済予定の長期借入金	3,500百万円	長期借入金	32,400	計	35,900	コミットメントラインの総額	5,000 百万円	借入実行残高	-	差引額	5,000	<p>1. 担保資産</p> <p>(1)担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">5,391百万円</td></tr> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">47,975</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">15,846</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td style="text-align: right;">12,413</td></tr> <tr><td>船舶</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>車両運搬具</td><td style="text-align: right;">2,283</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">2,435</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">86,351</td></tr> </table> <p>上記のうち観光施設財団抵当に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">47,975百万円</td></tr> </table> <p>(2)対応債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内返済予定の長期借入金</td><td style="text-align: right;">5,220百万円</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">27,180</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">32,400</td></tr> </table> <p>2. 貸出コミットメント</p> <p>当社は運転資金の効率的な調達を行うため、協調融資貸出契約において、コミットメントライン（貸出極度額）を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>コミットメントラインの総額</td><td style="text-align: right;">4,900 百万円</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>差引額</td><td style="text-align: right;">4,900</td></tr> </table> <p>3. 配当制限</p> <p>契約に付された配当制限は下記のとおりであります。</p> <p>平成18年8月10日付協調融資貸出契約により、配当等についての決議を行う取締役会開催日等において、以下の条件を充足していることを要します。</p> <p>(1)借入人返済口座、設備投資口座及び返済積立口座に必要な金額が全額預入されていること。</p> <p>(2)期限の利益喪失事由または利益喪失の可能性が発生しておらず、当該配当等によっても、かかる事由を発生させないこと。</p>	現金及び預金	5,391百万円	建物	47,975	構築物	15,846	機械及び装置	12,413	船舶	4	車両運搬具	2,283	工具、器具及び備品	2,435	計	86,351	建物	47,975百万円	1年内返済予定の長期借入金	5,220百万円	長期借入金	27,180	計	32,400	コミットメントラインの総額	4,900 百万円	借入実行残高	-	差引額	4,900
現金及び預金	4,394百万円																																																												
建物	50,815																																																												
構築物	17,260																																																												
機械及び装置	17,463																																																												
船舶	6																																																												
車両運搬具	69																																																												
工具、器具及び備品	2,567																																																												
計	92,576																																																												
建物	50,815百万円																																																												
1年内返済予定の長期借入金	3,500百万円																																																												
長期借入金	32,400																																																												
計	35,900																																																												
コミットメントラインの総額	5,000 百万円																																																												
借入実行残高	-																																																												
差引額	5,000																																																												
現金及び預金	5,391百万円																																																												
建物	47,975																																																												
構築物	15,846																																																												
機械及び装置	12,413																																																												
船舶	4																																																												
車両運搬具	2,283																																																												
工具、器具及び備品	2,435																																																												
計	86,351																																																												
建物	47,975百万円																																																												
1年内返済予定の長期借入金	5,220百万円																																																												
長期借入金	27,180																																																												
計	32,400																																																												
コミットメントラインの総額	4,900 百万円																																																												
借入実行残高	-																																																												
差引額	4,900																																																												

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>なお、当該契約には以下の財務制限条項が付されております。これらに違反した場合は、上記(2)の期限の利益喪失事由に該当します。</p> <p>レバレッジ・レシオ</p> <p>年度末または半期末における劣後条件の付されていない有利子負債から所定の弁済金積立額等を差引き、当該計算時点より過去1年間の営業利益に同期間に発生した減価償却費その他償却費を加えて求めたEBITDAで除したレバレッジ・レシオを以下のそれぞれの期間に定められた水準以下に保つこと。</p> <p>平成21年3月末まで 3.50 平成23年9月末まで 3.25 平成26年3月末まで 3.00</p> <p>修正デットサービス・カバレッジ・レシオ</p> <p>毎年6月末日及び12月末日の各時点並びに追加的な債務負担を行った時点において、設備投資控除前で元金返済前のキャッシュ・フロー（過去2年間のEBITDAの平均値を基礎として所定の算式に従い計算されたもの）を、各々定められた時点での有利子負債から合理的に予測される各事業年度の元金返済予想額（一定の法的劣後債務の元本部分を除く）で除した修正デットサービス・カバレッジ・レシオが貸出期限までの各年度において1.35を超えるよう維持すること。</p>	<p>なお、当該契約には以下の財務制限条項が付されております。これらに違反した場合は、上記(2)の期限の利益喪失事由に該当します。</p> <p>レバレッジ・レシオ</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>修正デットサービス・カバレッジ・レシオ</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																
1 .	1 . 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 83百万円																																																
2 . 「販売費及び一般管理費」の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	2 . 「販売費及び一般管理費」の主要な費目及び金額は次のとおりであります。																																																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">1,140百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">1,260</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">204</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>広告及び販売促進費</td> <td style="text-align: right;">2,905</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">1,088</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">635</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> <tr> <td colspan="2">費用のおおよその割合</td> </tr> <tr> <td>販売費</td> <td style="text-align: right;">56 %</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: right;">44 %</td> </tr> </table>	役員報酬	1,140百万円	給料・手当	1,260	賞与引当金繰入額	204	役員賞与引当金繰入額	16	退職給付費用	67	広告及び販売促進費	2,905	販売手数料	1,088	業務委託費	635	減価償却費	616	費用のおおよその割合		販売費	56 %	一般管理費	44 %	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">1,165百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">1,346</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">58</td> </tr> <tr> <td>広告及び販売促進費</td> <td style="text-align: right;">2,797</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">940</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">481</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">731</td> </tr> <tr> <td colspan="2">費用のおおよその割合</td> </tr> <tr> <td>販売費</td> <td style="text-align: right;">52 %</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: right;">48 %</td> </tr> </table>	役員報酬	1,165百万円	給料・手当	1,346	賞与引当金繰入額	195	役員賞与引当金繰入額	8	退職給付費用	58	広告及び販売促進費	2,797	販売手数料	940	業務委託費	481	減価償却費	731	費用のおおよその割合		販売費	52 %	一般管理費	48 %
役員報酬	1,140百万円																																																
給料・手当	1,260																																																
賞与引当金繰入額	204																																																
役員賞与引当金繰入額	16																																																
退職給付費用	67																																																
広告及び販売促進費	2,905																																																
販売手数料	1,088																																																
業務委託費	635																																																
減価償却費	616																																																
費用のおおよその割合																																																	
販売費	56 %																																																
一般管理費	44 %																																																
役員報酬	1,165百万円																																																
給料・手当	1,346																																																
賞与引当金繰入額	195																																																
役員賞与引当金繰入額	8																																																
退職給付費用	58																																																
広告及び販売促進費	2,797																																																
販売手数料	940																																																
業務委託費	481																																																
減価償却費	731																																																
費用のおおよその割合																																																	
販売費	52 %																																																
一般管理費	48 %																																																
3 . 開発分担金収入とは、ユニバーサルグループとのライセンス契約に基づき、他のテーマパークで当社のアトラクション等を導入する場合は、当該アトラクション等の開発費用の一部が払い戻されるものをいいます。	3 . 同左																																																
4 . 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	4 . 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。																																																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">201</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">256</td> </tr> </table>	建物	3百万円	構築物	4	機械及び装置	18	車両運搬具	1	工具、器具及び備品	201	ソフトウェア	27	計	256	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">78</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">162</td> </tr> </table>	建物	10百万円	構築物	10	機械及び装置	25	船舶	1	車両運搬具	29	工具、器具及び備品	78	ソフトウェア	6	計	162																		
建物	3百万円																																																
構築物	4																																																
機械及び装置	18																																																
車両運搬具	1																																																
工具、器具及び備品	201																																																
ソフトウェア	27																																																
計	256																																																
建物	10百万円																																																
構築物	10																																																
機械及び装置	25																																																
船舶	1																																																
車両運搬具	29																																																
工具、器具及び備品	78																																																
ソフトウェア	6																																																
計	162																																																
5 .	5 . 固定資産臨時償却費は、E.T.アドベンチャー閉鎖決定に伴い、除却が予定されている機械及び装置等にかかる帳簿価額から除却予定時までの減価償却費相当額を控除した残額を臨時償却したものであります。																																																

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,143	21	-	2,164
合計	2,143	21	-	2,164
自己株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)普通株式の発行済株式総数の増加21千株は新株予約権の行使により普通株式を発行したことによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権A (平成18年6月28日取締役会決議)			-			-
	ストック・オプションとしての新株予約権B (平成18年7月14日取締役会決議)			-			-
	ストック・オプションとしての新株予約権C (平成19年8月7日取締役会決議)			-			8
	ストック・オプションとしての新株予約権D (平成19年8月7日取締役会決議)			-			16
	合計			-			24

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月8日取締役会	普通株式	1,619	750	平成19年9月30日	平成19年12月4日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月9日取締役会	普通株式	1,623	利益剰余金	750	平成20年3月31日	平成20年6月26日

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,164	2	-	2,167
合計	2,164	2	-	2,167
自己株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2千株は新株予約権の行使により普通株式を発行したことによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権A (平成18年6月28日取締役会決議)			-			-
	ストック・オプションとしての新株予約権B (平成18年7月14日取締役会決議)			-			-
	ストック・オプションとしての新株予約権C (平成19年8月7日取締役会決議)			-			9
	ストック・オプションとしての新株予約権D (平成19年8月7日取締役会決議)			-			28
	ストック・オプションとしての新株予約権E (平成20年7月14日取締役会決議)			-			1
	ストック・オプションとしての新株予約権F (平成20年7月14日取締役会決議)			-			7
	合計						46

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月9日 取締役会	普通株式	1,623	750	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	3,032	1,400	平成20年9月30日	平成20年12月8日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)
現金及び預金 25,449百万円	現金及び預金 28,222百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 7,000	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 8,000
現金及び現金同等物 32,449	現金及び現金同等物 36,222
2. 重要な非資金取引の内容 当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ1,145百万円です。	2. 重要な非資金取引の内容 当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ97百万円です。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
オペレーティング・リース取引(借主側) 未経過リース料	1. ファイナンス・リース取引(借主側) (1) 所有権移転ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (a) 有形固定資産 主として、テーマパーク事業における浮き舞台(船舶)であります。 (b) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (a) 有形固定資産 主としてテーマパーク事業におけるコンピュータ端末(工具器具備品)であります。 (b) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
1年内 8百万円	2. オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年超 30	1年内 3,450百万円
合計 39	1年超 89,090
	合計 92,540
	上記は主に土地賃借契約に係るものであります。

(有価証券関係)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券		
譲渡性預金	7,000	8,000
非上場株式	1	1

2. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

種類	前事業年度(平成20年3月31日)				当事業年度(平成21年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
その他								
譲渡性預金	7,000	-	-	-	8,000	-	-	-
合計	7,000	-	-	-	8,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1)取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引及びクーポンスワップ取引、金利関連では金利スワップ取引であります。</p> <p>(2)取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3)取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益を図る目的で、また金利関連では借入金利の将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...為替予約、クーポンスワップ、金利スワップ ヘッジ対象...外貨建債務、外貨建予定取引、借入金</p> <p>ヘッジ方針 社内管理規程に基づき、金利や為替相場の市場変動によるリスクの回避を目的とし、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フローの変動額と、ヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フローの変動額を比較して判断しております。</p> <p>なお、当事業年度においてヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 為替予約取引及びクーポンスワップ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。</p> <p>なお、当該デリバティブ取引の相手先は信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行にともなう信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>	<p>(1)取引の内容 同左</p> <p>(2)取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3)取引の利用目的 同左</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...同左 ヘッジ対象...同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 同左</p>

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(5)取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理は、社内管理規程に基づいて経理・財務部が行っております。 取引の実行にあたっては必要に応じて社長等の決裁を得るとともに、結果についての報告を行っており、内部牽制機能が有効に作用する体制をとっております。</p> <p>(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(5)取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

(1)通貨関連

区分	種類	前事業年度(平成20年3月31日)				当事業年度(平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建								
	USD	1,264	272	92	92	754	118	12	12
	EURO	-	-	-	-	231	74	21	21
	小計	1,264	272	92	92	986	192	34	34
	クーポンスワップ取引 受取(USD) 支払(JPY)								
		1,407	956	70	70	956	504	48	48
	小計	1,407	956	70	70	956	504	48	48
	合計	2,672	1,228	162	162	1,942	697	14	14

(前事業年度)

(当事業年度)

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 時価の算定方法

同左

(2)金利関連

区分	種類	前事業年度(平成20年3月31日)				当事業年度(平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	24,000	-	154	154	-	-	-	-
	合計	24,000	-	154	154	-	-	-	-

(前事業年度)

(当事業年度)

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 時価の算定方法

同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
退職給付債務(百万円)	878	1,021
退職給付引当金(百万円)	878	1,021

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
勤務費用(百万円)	194	171
利息費用(百万円)	11	13
数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	7	7
退職給付費用(百万円)	197	192

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準	同左
割引率	1.6%	同左
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括処理	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価 11百万円
販売費及び一般管理費 12百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年6月28日取締役会決議分 ストック・オプションA	平成18年7月14日取締役会決議分 ストック・オプションB
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名	当社の取締役4名及び従業員742名
ストック・オプション数(注)	普通株式 57,033株	普通株式 27,962株
付与日	平成18年6月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	該当事項はありません。	権利確定条件は付されておらず、なお、付与対象者が当社の取締役及び従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。その他細目については、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	平成18年6月28日から平成28年6月28日まで	平成18年7月18日から平成28年7月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年8月7日取締役会決議分 ストック・オプションC	平成19年8月7日取締役会決議分 ストック・オプションD
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名及び従業員5名	当社の従業員39名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 589株	普通株式 1,084株
付与日	平成19年8月7日	平成19年8月7日
権利確定条件	<p>新株予約権Cの割当日から3年経過の日(以下「権利確定日」といいます)に従業員又は取締役の地位(以下「従業員等の地位」といいます)にあること。また、新株予約権Cは新株予約権者が権利確定日において当社が別途定める業績目標に達した場合に、その達成割合に応じて権利が確定いたします。</p> <p>なお、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合い(取締役会が認定する)に応じて権利が確定いたします。</p>	<p>新株予約権Dの割当日から3年経過の日(以下「権利確定日」といいます)に従業員又は取締役の地位(以下「従業員等の地位」といいます)にあること。また、新株予約権Dのうち1/2(端数については切り上げるものとします)は新株予約権者が権利確定日において当社が別途定める業績目標に達した場合に、その達成割合に応じて権利が確定いたします。</p> <p>なお、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合い(取締役会が認定する)に応じて権利が確定いたします。</p>
対象勤務期間	平成19年8月7日から平成22年8月7日	平成19年8月7日から平成22年8月7日
権利行使期間	平成22年8月7日から平成29年8月6日 ただし、権利確定前に従業員等の地位を喪失した場合であって、当社の取締役会が承認した場合は権利確定日以降、取締役会が定める期間とし、また、権利確定日以後に従業員の地位を喪失した場合は、当該喪失後5年間(上記の権利行使期間を超えることはできません)といたします。	平成22年8月7日から平成29年8月6日 ただし、権利確定前に従業員等の地位を喪失した場合であって、当社の取締役会が承認した場合は権利確定日以降、取締役会が定める期間とし、また、権利確定日以後に従業員の地位を喪失した場合は、当該喪失後5年間(上記の権利行使期間を超えることはできません)といたします。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成20年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年6月28日取締役会決議分 ストック・オプションA	平成18年7月14日取締役会決議分 ストック・オプションB	平成19年8月7日取締役会決議分 ストック・オプションC	平成19年8月7日取締役会決議分 ストック・オプションD
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	589	1,084
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	589	1,084
権利確定後 (株)				
前事業年度末	57,033	25,913	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	18,000	3,754	-	-
失効	-	1,280	-	-
未行使残	39,033	20,879	-	-

単価情報

	平成18年6月28日取締役会決議分 ストック・オプションA	平成18年7月14日取締役会決議分 ストック・オプションB	平成19年8月7日取締役会決議分 ストック・オプションC	平成19年8月7日取締役会決議分 ストック・オプションD
権利行使価格 (円)	22,500	22,500	1	1
行使時平均株価 (円)	69,691	72,665	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	69,319	69,319

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションA及びBが付与された時点では当社株式は未公開株式であったため、公正な評価単価に代えストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。単位当たりの本源的価値の見積もりにあたって、ストック・オプションの原資産である自社の株式の評価方法は割引キャッシュ・フロー法を採用しております。

また、当事業年度（平成20年3月期）に付与されたストック・オプションC及びストック・オプションDの公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

使用した評価技法 ブラックショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	ストック・オプションC及びD
株価変動性(注)1	39%
予想残存期間(注)2	6.5年
予想配当(注)3	1,500円/株
無リスク利率(注)4	1.47%

(注)1. 当社株式は平成19年3月に上場したため、ストック・オプションC及びDの評価単価の見積時点では2年分の株価情報が存在しておらず「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針第12項(2)」により、当社の株価情報を基礎としつつ、当社と類似する企業に関する株価変動性を見積りを用いて不足する情報を補い、算定しております。

2. 合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見

積もっております。

3. 平成20年3月期の配当見込み額で算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りをを用いて算定しております。

4. ストック・オプションの本源的価値の合計額

当事業年度末(平成20年3月期)におけるストック・オプションA及びBの本源的価値の合計額は2,755百万円であります。また、当事業年度において権利行使されたストック・オプションA及びBの権利行使日における本源的価値の合計額は1,037百万円であります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去に発行したストック・オプションにおいて付与時点で満期を迎えるものが存在しないことにより、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。また、ストック・オプションC及びDの業績連動部分に関しては、その行使可能割合を算出し、付与数×「100%-行使可能割合」を失効数と見積もっております。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価 9百万円
販売費及び一般管理費 12百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成18年6月28日取締役会決議分 ストック・オプションA	平成18年7月14日取締役会決議分 ストック・オプションB
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名	当社の取締役4名及び従業員742名
ストック・オプション数(注)	普通株式 57,033株	普通株式 27,962株
付与日	平成18年6月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	該当事項はありません。	権利確定条件は付されておられません。なお、付与対象者が当社の取締役及び従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。その他細目については、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	平成18年6月28日から平成28年6月28日まで	平成18年7月18日から平成28年7月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年8月7日取締役会決議分 ストック・オプションC	平成19年8月7日取締役会決議分 ストック・オプションD
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名及び従業員5名	当社の従業員39名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 589株	普通株式 1,084株
付与日	平成19年8月7日	平成19年8月7日
権利確定条件	<p>新株予約権Cの割当日から3年経過の日(以下「権利確定日」といいます)に従業員又は取締役の地位(以下「従業員等の地位」といいます)にあること。また、新株予約権Cは新株予約権者が権利確定日において当社が別途定める業績目標に達した場合に、その達成割合に応じて権利が確定いたします。</p> <p>なお、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合い(取締役会が認定する)に応じて権利が確定いたします。</p>	<p>新株予約権Dの割当日から3年経過の日(以下「権利確定日」といいます)に従業員又は取締役の地位(以下「従業員等の地位」といいます)にあること。また、新株予約権Dのうち1/2(端数については切り上げるものとします)は新株予約権者が権利確定日において当社が別途定める業績目標に達した場合に、その達成割合に応じて権利が確定いたします。</p> <p>なお、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合い(取締役会が認定する)に応じて権利が確定いたします。</p>
対象勤務期間	平成19年8月7日から平成22年8月7日	平成19年8月7日から平成22年8月7日
権利行使期間	平成22年8月7日から平成29年8月6日 ただし、権利確定前に従業員等の地位を喪失した場合であって、当社の取締役会が承認した場合は権利確定日以降、取締役会が定める期間とし、また、権利確定日以後に従業員の地位を喪失した場合は、当該喪失後5年間(上記の権利行使期間を超えることはできません)といたします。	平成22年8月7日から平成29年8月6日 ただし、権利確定前に従業員等の地位を喪失した場合であって、当社の取締役会が承認した場合は権利確定日以降、取締役会が定める期間とし、また、権利確定日以後に従業員の地位を喪失した場合は、当該喪失後5年間(上記の権利行使期間を超えることはできません)といたします。

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成20年7月14日取締役会決議分 ストック・オプションE	平成20年7月14日取締役会決議分 ストック・オプションF
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名及び従業員5名	当社の従業員38名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 561株	普通株式 1,144株
付与日	平成20年7月29日	平成20年7月29日
権利確定条件	<p>新株予約権Eの割当日から3年経過の日(以下「権利確定日」といいます)に従業員又は取締役の地位(以下「従業員等の地位」といいます)にあること。また、新株予約権Eは新株予約権者が権利確定日において当社が別途定める業績目標に達した場合に、その達成割合に応じて権利が確定いたします。</p> <p>なお、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合い(取締役会が認定する)に応じて権利が確定いたします。</p>	<p>新株予約権Fの割当日から3年経過の日(以下「権利確定日」といいます)に従業員又は取締役の地位(以下「従業員等の地位」といいます)にあること。また、新株予約権Fのうち1/2(端数については切り上げるものとします)は新株予約権者が権利確定日において当社が別途定める業績目標に達した場合に、その達成割合に応じて権利が確定いたします。</p> <p>なお、権利確定日前に従業員等の地位を喪失していた場合であっても、当社の取締役会が承認したときは、当該地位喪失日までの新株予約権者の貢献度合い(取締役会が認定する)に応じて権利が確定いたします。</p>
対象勤務期間	平成20年7月29日から平成23年7月29日	平成20年7月29日から平成23年7月29日
権利行使期間	平成23年7月29日から平成30年7月28日 ただし、権利確定前に従業員等の地位を喪失した場合であって、当社の取締役会が承認した場合は権利確定日以降、取締役会が定める期間とし、また、権利確定日以後に従業員の地位を喪失した場合は、当該喪失後5年間(上記の権利行使期間を超えることはできません)といたします。	平成23年7月29日から平成30年7月28日 ただし、権利確定前に従業員等の地位を喪失した場合であって、当社の取締役会が承認した場合は権利確定日以降、取締役会が定める期間とし、また、権利確定日以後に従業員の地位を喪失した場合は、当該喪失後5年間(上記の権利行使期間を超えることはできません)といたします。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年6月 28日取締役会 決議分 ストック・オ プションA	平成18年7月 14日取締役会 決議分 ストック・オ プションB	平成19年8月 7日取締役会 決議分 ストック・オ プションC	平成19年8月 7日取締役会 決議分 ストック・オ プションD	平成20年7月 14日取締役会 決議分 ストック・オ プションE	平成20年7月 14日取締役会 決議分 ストック・オ プションF
権利確定前 (株)						
前事業年度末	-	-	589	1,084	-	-
付与	-	-	-	-	561	1,144
失効	-	-	42	56	44	56
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	547	1,028	517	1,088
権利確定後 (株)						
前事業年度末	39,033	20,879	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	2,117	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	39,033	18,762	-	-	-	-

単価情報

	平成18年6月 28日取締役会 決議分 ストック・オ プションA	平成18年7月 14日取締役会 決議分 ストック・オ プションB	平成19年8月 7日取締役会 決議分 ストック・オ プションC	平成19年8月 7日取締役会 決議分 ストック・オ プションD	平成20年7月 14日取締役会 決議分 ストック・オ プションE	平成20年8月 14日取締役会 決議分 ストック・オ プションF
権利行使価格 (円)	22,500	22,500	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	54,076	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	69,319	69,319	47,557	47,557

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションA及びBが付与された時点では当社株式は未公開株式であったため、公正な評価単価に代えストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。単位当たりの本源的価値の見積もりにあたって、ストック・オプションの原資産である自社の株式の評価方法は割引キャッシュ・フロー法を採用しております。

また、前事業年度に付与されたストック・オプションC及びストック・オプションD、当事業年度に付与されたストック・オプションE及びストック・オプションFの公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

使用した評価技法 ブラックショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	ストック・オプションC及びD	ストック・オプションE及びF
株価変動性(注)1	39%	42%
予想残存期間(注)2	6.5年	6.5年
予想配当(注)3	1,500円/株	2,800円/株
無リスク利率(注)4	1.47%	1.2%

(注)1. 当社株式は平成19年3月に上場したため、ストック・オプションC及びD、ストック・オプションE及びFの評価単価の見積時点では2年分の株価情報が存在しておらず「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針第12項(2)」により、当社の株価情報を基礎としつつ、当社と類似

- する企業に関する株価変動性を見積りを用いて不足する情報を補い、算定しております。
2. 合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 3. ストック・オプションC及びDについては評価単価の見積り時点における平成20年3月期の配当見込み額、ストック・オプションE及びFについては評価単価の見積り時点における平成21年3月期の配当見込み額で算定しております。
 4. ストック・オプションC及びD、ストック・オプションE及びFの評価単価の見積り時点における予想残存期間に対応する期間の国債の利回りをを用いて算定しております。
4. ストック・オプションの本源的価値の合計額
- 当事業年度末におけるストック・オプションA及びBの本源的価値の合計額は1,540百万円であります。
- また、当事業年度において権利行使されたストック・オプションA及びBの権利行使日における本源的価値の合計額は66百万円であります。
5. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法
- 過去に発行したストック・オプションにおいて付与時点で満期を迎えるものが存在しないことにより、将来の失効数の合理的な見積りもは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。また、ストック・オプションC及びD、ストック・オプションE及びFの業績連動部分に関しては、その行使可能割合を算出し、付与数×「100% - 行使可能割合」を失効数と見積もっております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">266</td> </tr> <tr> <td>チケット前受金</td> <td style="text-align: right;">1,638</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">375</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">2,567</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">901</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,749</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">5,749</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.6</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">1.8</td> </tr> <tr> <td>住民税の均等割</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金の利用</td> <td style="text-align: right;">45.8</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">3.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.1</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	266	チケット前受金	1,638	退職給付引当金	375	繰越欠損金	2,567	その他	901	小計	5,749	評価性引当額	5,749	合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-		%	法定実効税率	40.6	役員賞与	1.8	住民税の均等割	0.1	税務上の繰越欠損金の利用	45.8	評価性引当額	3.6	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">252</td> </tr> <tr> <td>チケット前受金</td> <td style="text-align: right;">1,440</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">436</td> </tr> <tr> <td>棚卸資産</td> <td style="text-align: right;">295</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">713</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,138</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">3,138</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.6</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">1.0</td> </tr> <tr> <td>住民税の均等割</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金の利用</td> <td style="text-align: right;">34.9</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7.2</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	252	チケット前受金	1,440	退職給付引当金	436	棚卸資産	295	その他	713	小計	3,138	評価性引当額	3,138	合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-		%	法定実効税率	40.6	役員賞与	1.0	住民税の均等割	0.1	税務上の繰越欠損金の利用	34.9	評価性引当額	0.6	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.2
繰延税金資産	百万円																																																																												
賞与引当金	266																																																																												
チケット前受金	1,638																																																																												
退職給付引当金	375																																																																												
繰越欠損金	2,567																																																																												
その他	901																																																																												
小計	5,749																																																																												
評価性引当額	5,749																																																																												
合計	-																																																																												
繰延税金負債	-																																																																												
繰延税金資産の純額	-																																																																												
	%																																																																												
法定実効税率	40.6																																																																												
役員賞与	1.8																																																																												
住民税の均等割	0.1																																																																												
税務上の繰越欠損金の利用	45.8																																																																												
評価性引当額	3.6																																																																												
その他	0.2																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1																																																																												
繰延税金資産	百万円																																																																												
賞与引当金	252																																																																												
チケット前受金	1,440																																																																												
退職給付引当金	436																																																																												
棚卸資産	295																																																																												
その他	713																																																																												
小計	3,138																																																																												
評価性引当額	3,138																																																																												
合計	-																																																																												
繰延税金負債	-																																																																												
繰延税金資産の純額	-																																																																												
	%																																																																												
法定実効税率	40.6																																																																												
役員賞与	1.0																																																																												
住民税の均等割	0.1																																																																												
税務上の繰越欠損金の利用	34.9																																																																												
評価性引当額	0.6																																																																												
その他	0.2																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.2																																																																												

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	株式会社日本政策投資銀行 (注)2	東京都千代田区	1,000,000	金融業	(被所有) 10.25	借入金の借り換え 役員の兼任	資金の借入 (注)3(1)(2)	-	1年内返済予定の 長期借入金	1,360
									長期借入金	13,000
							利息の支払 (注)2 3(1)	33	未払費用	166

(注)1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社日本政策投資銀行は、平成21年2月26日に当社の株式を取得し主要株主となったため、同日からの取引金額を記載しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 上記借入については、市場金利を勘案して取引条件を決定しております。

(2) 当該資金の借入は、協調融資貸出契約におけるシンジケート団の一つの金融機関として実施されたため、当該借入金残高に個別に対応する担保提供資産はありません。なお、当該協調融資貸出契約の借入総額に対する担保提供資産残高は、注記事項（貸借対照表関係） 1.(1)に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	22,463円64銭	1株当たり純資産額	23,545円15銭
1株当たり当期純利益金額	3,134円74銭	1株当たり当期純利益金額	3,231円63銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3,067円61銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3,177円89銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	6,766	6,999
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	6,766	6,999
期中平均普通株式数 (千株)	2,158	2,165
期中平均転換株式数 (千株)	-	-
期中平均株式数 (千株)	2,158	2,165
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	47	36
(うち新株予約権)	(47)	(36)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>該当事項はありません。</p>	<p>1. 親会社及び主要株主の異動</p> <p>当社は平成21年3月19日開催の取締役会において、S Gインベストメンツ株式会社による当社株券等の公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)に賛同の意を表明する旨の決議をし、その旨の意見表明を行いました。</p> <p>S Gインベストメンツ株式会社による本公開買付けは平成21年3月23日から平成21年5月21日まで実施され、その結果、当社普通株式2,151,989株(総株主の議決権の数に対する所有割合98.47%(平成21年5月31日現在の議決権の数2,185,492個を基準に算出しております。))を取得し、平成21年5月28日付で公開買付者が新たに当社の親会社となりました。更に、公開買付者の親会社である有限会社クレインホールディングス、ジーエス・ピーアイイー・ホールディングス合同会社、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクも同時に親会社となりました。</p> <p>また、主要株主であった株式会社日本政策投資銀行、J. P. MORGAN CLEARING CORP - SECは本公開買付に応募した結果、平成21年5月28日付で主要株主ではなくなりました。</p> <p>2. 借入金のリファイナンス</p> <p>(1)リファイナンスの経緯と目的</p> <p>上記1.に記載いたしました公開買付者による本公開買付けに係る公開買付届出書によれば、当該公開買付けが成立した場合、当社の既存の借入金は速やかに全額返済することとなっております。本公開買付けが成立した結果、当社は既存の借入金(平成21年5月31日現在、協調融資貸出契約による29,790百万円、大阪市からの借入金16,000百万円、野村キャピタルインベストメント株式会社からの借入金7,000百万円の合計52,790百万円)を全額返済する必要が生じ、その返済資金31,000百万円を平成21年6月18日に公開買付者から借入れ、手元資金とともに同日全額返済いたしました。また、協調融資貸出契約に基づくコミットメントライン(貸出極度額4,900百万円、平成21年5月31日現在の借入金実行残高はありません)も解約しております。</p> <p>(2)借入先の名称</p> <p style="padding-left: 2em;">S Gインベストメンツ株式会社</p> <p>(3)借入れ条件</p> <p style="padding-left: 2em;">適用利率 6ヶ月Tibor+0.75%</p> <p style="padding-left: 2em;">期間 平成21年6月18日から平成26年5月31日</p> <p>(4)リファイナンスによる影響</p> <p>借換えによる支払利息の減少見込み額は、平成22年3月期では490百万円であり、既存の借入金のリファイナンス費用として、概ね739百万円発生する見込みであります。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		財形住宅金融株式会社	2	1
		計	2	1

【その他】

有価証券	その他 有価証券	種類及び銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		住友信託銀行株式会社 譲渡性預金	8,000	8,000
		計	8,000	8,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	71,169	239	20	71,388	23,412	3,068	47,975
構築物	27,064	44	15	27,094	11,247	1,448	15,846
機械及び装置	64,110	50	267	63,893	51,241	5,155	12,652
船舶	864	2	2	863	503	98	359
車両運搬具	1,065	2,384	70	3,380	870	132	2,509
工具、器具及び備品	20,432	986	534	20,884	18,069	1,162	2,814
建設仮勘定	53	4,053	3,505	601	-	-	601
有形固定資産計	184,761	7,762	4,416	188,106	105,346	11,065	82,760
無形固定資産							
借地権	622	-	-	622	-	-	622
ソフトウェア	4,373	167	2,751	1,789	809	302	979
その他	147	1	1	147	81	9	66
無形固定資産計	5,144	168	2,753	2,559	891	311	1,668
長期前払費用	3,230	239	121	3,349	2,011	330	1,338

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

車両運搬具 マジカル・スターライト・パレード フロート

2,259百万円

建設仮勘定 マジカル・スターライト・パレード フロート

2,775百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア テーマパーク運営システムの除却

1,822百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,500	5,220	1.7	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	232	2.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	55,400	50,180	2.2	平成22年～26年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	575	2.0	平成22年～26年
その他有利子負債				
リースに係る未払金	210	-	-	-
リースに係る長期未払金	715	-	-	-
合計	59,825	56,207	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,220	8,330	9,680	2,700
リース債務	229	172	162	10
計	5,449	8,502	9,842	2,710

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1	1	0	0	1
賞与引当金	655	620	655	-	620
役員賞与引当金	33	29	29	3	29

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

2. 役員賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、実支給額との差額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	829
預金	
普通預金	9,126
外貨普通預金	267
定期預金	18,000
小計	27,393
合計	28,222

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三井住友カード株式会社	322
株式会社ジェイティービー	236
西日本旅客鉄道株式会社	187
株式会社ジェーシービー	150
近畿日本ツーリスト株式会社	113
その他	688
合計	1,699

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
2,042	27,472	27,815	1,699	94.2	24.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

品目	金額(百万円)
雑貨	589
菓子類	50
服飾	218
その他	16
合計	873

原材料及び貯蔵品

品目	金額(百万円)
原材料	
肉類・乳製品類	6
魚介類	0
青果物	8
加工食品	4
その他	58
小計	78
貯蔵品	
スペアパーツ	753
ワードローブ	29
パイロ	37
その他	108
小計	927
合計	1,006

買掛金

相手先	金額(百万円)
株式会社あみだ池大黒	119
伊藤ハム株式会社	70
株式会社ユー・エス・イメージング	58
タイヨー株式会社	51
株式会社松風屋	49
その他	727
合計	1,077

前受金

品目	金額(百万円)
パートナーシップフィー	6,406
年間パス	3,654
その他	631
合計	10,692

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高 (百万円)	15,245	19,080	19,292	14,912
税引前四半期純利益金額 (百万円)	1,364	2,766	3,242	168
四半期純利益金額 または四半期純損失金額 () (百万円)	1,362	2,765	3,241	369
1株当たり四半期純利益金額または 1株当たり四半期純損失金額 () (円)	629.36	1,276.83	1,496.41	170.71

訴訟

当社の事業用地の全ては大阪市都市計画事業此花西部臨海地区土地区画整理事業の対象となっており、平成19年3月末に換地処分が行われました。この換地処分に伴い発生した清算金622百万円につきましては、平成19年9月にこれを支払い、同額を借地権として計上しておりますが、当社は同市に対し、当該清算金を当社の負担とした換地処分の取消しを求め大阪地方裁判所において換地処分取消訴訟を提訴しており、その控訴審が大阪高等裁判所において係属中です。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで				
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内				
基準日	3月31日				
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日				
単元株式数	-				
単元未満株式の買取り					
取扱場所	-				
株主名簿管理人	-				
取次所	-				
買取手数料	-				
公告掲載方法	<p>電子公告により行う。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>公告掲載URL http://ir.usj.co.jp/ja/AccountingAnnounce.html</p>				
株主に対する特典	<p>入場割引券または無料入場券の発行</p> <p>毎年3月31日及び9月30日現在の株主に対し、所有株式数に応じて当社が運営する「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」で利用可能な入場割引券または無料入場券を発行する。</p> <p>なお、平成21年3月31日現在の株主への発行を最後に終了する。</p>				
	所有株式数	優待の種類	中間	期末	合計
	1株以上	入場割引券(20%割引)	1枚	1枚	2枚
	5株以上	入場割引券(50%割引)	1枚	1枚	2枚
	10株以上	無料入場券	1枚	1枚	2枚
	20株以上	無料入場券	2枚	2枚	4枚
	30株以上	無料入場券	3枚	3枚	6枚
	40株以上	無料入場券	4枚	4枚	8枚
	50株以上	無料入場券	5枚	5枚	10枚
	300株以上	無料入場券	6枚	6枚	12枚

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第14期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）平成20年6月26日関東財務局長に提出。

(2)有価証券報告書の訂正報告書

平成20年6月26日関東財務局長に提出

事業年度（第13期）（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書にかかる訂正報告書であります。

平成20年7月28日関東財務局長に提出

事業年度（第14期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の有価証券報告書にかかる訂正報告書であります。

(3)半期報告書の訂正報告書

平成20年7月28日関東財務局長に提出

第14中（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）の半期報告書にかかる訂正報告書であります。

(4)四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）平成20年8月12日関東財務局長に提出。

（第15期第2四半期）（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）平成20年11月13日関東財務局長に提出。

（第15期第3四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）平成21年2月12日関東財務局長に提出。

(5)臨時報告書

平成20年7月14日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

平成20年10月22日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成21年2月10日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成21年4月13日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成21年5月22日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号（親会社及び主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ユー・エス・ジェイ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山中 俊廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川井 一男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユー・エス・ジェイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユー・エス・ジェイの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社ユー・エス・ジェイ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山中 俊廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川井 一男 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 桑本 義孝 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユー・エス・ジェイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユー・エス・ジェイの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象「1. 親会社及び主要株主の異動」に記載されているとおり、平成21年5月28日付けで親会社及び主要株主が異動した。

重要な後発事象「2. 借入金のリファイナンス」に記載されているとおり、平成21年6月18日に借入金のリファイナンスを行った。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユー・エス・ジェイの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ユー・エス・ジェイが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。